

令和4年第1回岩泉町議会定例会  
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (2月28日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	6
議案第 2号 ふれあいらんど岩泉条例の一部を改正する条例について	8
議案第 3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	15
議案第 4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第10号)	19
散会の宣告	62

第 2 号 (3月2日)

出席委員	63
欠席委員	63
委員会に出席した事務職員	64
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	64
委員会日程	65
開議の宣告	67
議案第 5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	67

議案第 6 号	令和 3 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	7 3
議案第 7 号	令和 3 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	7 5
議案第 8 号	令和 3 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）	7 9
議案第 9 号	令和 3 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	8 2
議案第 1 0 号	令和 3 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）	8 8
議案第 1 1 号	令和 3 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）	9 2
閉 会 の 宣 告		9 7
署 名		9 9

令和4年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 4 年 2 月 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 4 年 2 月 2 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 4 年 2 月 2 8 日 午 後 2 時 3 5 分				
出席及び欠席委員  出席13人 欠席0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	合 砂 丈 司	副委員長	坂 本 昇
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱 石 良 彦	議事係長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総務課長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛	政策推進課参事	應 家 義 政
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

# 令和4年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和4年2月28日(月曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第2号 ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に  
ついて

(4) 議案第4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第10号)

6. 散 会



---

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

---

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、11番、合砂丈司委員を指名します。

合砂丈司委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

---

◎委員長の挨拶

○委員長（合砂丈司君） ただいまご指名いただきました合砂丈司です。今回の委員会は、条例3件、補正8件の11件であります。議事進行には特段のご配慮、ご協力をよろしくお願ひいたします。

---

◎副委員長の互選

○委員長（合砂丈司君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、8番、坂本昇委員を指名します。

審査に先立ちまして申し上げます。本委員会ではタブレットを使用しますので、当局の説明は丁寧をお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

---

◎議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○委員長（合砂丈司君） これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第1号 岩泉町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回は、参考資料1といたしまして従来の新旧対照表を、そして参考資料2といたしまして個人情報の保護に関する法律、いわゆる条例に引用をしております法令の条項分の新旧対照表をおつけいたしております。

まずは、参考資料1の当該条例の新旧対照表、タブレットでは3ページとなりますが、御覧を願います。第2条の定義でございます。第4号の個人識別符合、第5号で要配慮個人情報、第11号で事業者につきまして、それぞれ法令から条項を引用して条例に定義をしているところでございます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律でございます。この2つの法令は、それぞれ国の行政機関または独立行政法人を対象とし、また個人情報の保護に関する法律は主に民間事業者を対象に、それぞれ異なった基準を持って個人情報の取扱いを行ってきたところでございますが、これらを令和4年4月1日から個人情報の保護に関する法律に一本化することによりまして、個人情報保護の基準の統一化を図ろうということでございます。右側の改正後でございます。第2条第4号、第5号、第11号におきまして、それぞれ法令の引用条項を改正するものでございます。

次のページで参考資料2でございますが、法令の新旧対照表の抜粋をおつけしてございます。これは、引用する条項をご説明申し上げたく、おつけしたものでございます。法令のほうでも、やはり第2条で定義をいたしております。個人識別符合、要配慮個人情報、そして次のページ、タブレットでは5ページでございますが、独立行政法人等を規定してございます。これらを条文にいたしますと、非常に分かりづらい書きぶりになるわけでございますが、個人識別符合は氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものということで、左側の現行、第2項第1号、第2号に規定されておりますのは容姿容貌、DNA、あるいは声の声帯、歩行の姿勢、血管の静脈、指紋などでございます。また、第2号ではパスポート、基礎年金番号、免許証、住民票コード、個人番号、被保険者証などのことが規定をされているものでございます。

また、要配慮個人情報とは心身の機能の障害や健康診断の結果、刑事事件に関する手続の状況等、そういった内容のことを書いてあるものでございます。

最後の独立行政法人等につきましては、参考資料2の2ページ、タブレットでは5ページの下段の別表第1に規定されている法人等でございます。

以上でございますので、ご審査方、よろしく願いをいたします。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力お願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） おはようございます。この条例は、我々町民に対して権利の制限が生じるものだというふうに思うのですが、今回の改正によって我々町民に義務的なことが新たに生じるのかどうかお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦英二君） ただいまの改正事項は、法令から引用をしている部分のみの今回は改正でございますので、そのほかにつきましてはのこれまでの取扱いに変更はございません。

○委員長（合砂丈司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第2号 ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例について

○委員長（合砂丈司君） 議案第2号 ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議案第2号 ふれあいランド岩泉条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

去る2月3日に開催をいたしました議会全員協議会におきまして、本件の概要につきましてはご説明しておりますけれども、改めて提案をさせていただきたいと思っております。

まず、条例制定の目的でございますけれども、ふれあいランド岩泉の使用料に係る施設利用者、お客様からの要望などを受けまして指定管理者と協議した結果、他の類似施設と比較して適正かつ効率的な施設運営を図ることを目的といたしまして、使用料などを改定し、併せて所要の整備を図るため、本条例を改正しようとするものでございます。

次に、条例制定の概要等でございます。議案の2枚目になります、別紙を御覧いただきたいと思います。こちらでは、関係施設の使用時間を定めている別表第1、そしてオートキャンプ場使用料を定めている別表第2と、コテージ村使用料を定めております別表第3の一部をそれぞれ改

正しようとするものでございます。

では、参考資料、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。新旧対照表の1ページになりますけれども、別表第1、使用時間の関係でございませう。オートキャンプ場の設備欄に、新たに「フリーサイト」を加えるものとなっております。これにつきましては、キャンプの愛好家、利用者の方から要望がありまして、フリーサイトを中央広場の一部に整備しようとするものでございませう。

なお、フリーサイトの意味するところは、区画の区切りがなく、スペースを自由に使えるサイトということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、同じ設備欄のうち、現行のシャワー、ガス、給湯器の頭についている「コイン」の文字を取ろうとするものでございませう。これは、利用実績が少ないため、料金徴収機器付きの機器を更新せず、通常のものに置き換えようとするものでございませう。また、コインシャワーでございませうが、現在の場所が薄暗い箇所がありまして、利用者の方からの評判がよくないというふうなことから、ブルートレインのシャワー室を使用しようとするものでございませう。

次に、使用時間の欄でございませう。終了時間を午後5時から午後4時に1時間前倒ししようとするものでございませう。これは、日帰り使用終了後、同日の宿泊使用者の受入れに必要な準備のための約1時間の作業時間を確保し、宿泊受付を可能とするなど、効率的に施設を運用しようとするものでございませう。

次に、2ページを御覧いただきたいと思います。別表第2、オートキャンプ場でございませう。共通事項といたしましては、料金のほう、端数のない分かりやすい料金に設定をしようとするものとともに、繁忙期や閑散期などの使用時間を考慮いたしまして、料金を変動できるもの、上限料金を設定しようとするものでございませう。

次に、貸しテント、寝袋、バーベキューコンロにつきましては、料金が若干上がりますが、こちらにつきましては現行品よりも良質なものに交換した上で、料金を更新しようとするものでございませう。

次に、コインシャワー、コインガス、コイン給湯器は廃止に伴い、削除するものでございませう。また、ランタンの料金、値下げ分、端数処理をいたしますけれども、この部分につきましては機種変更で減収分の吸収が可能となる見込みとなっております。

あとは、オートキャンプ場の各サイトの料金でございませうが、現行の通年同一料金から料金の

上限を設定いたしまして、町長の承認を得て指定管理者が定める変動制にしようとするものでございます。

次に、2ページの下段にあります別表第3、コテージ村使用料でございますが、こちらも分かりやすい料金、時期などを考慮した上限料金を設定しようとするものでございます。基本使用料と加算使用料から1棟単位の使用料とするものでございます。現行の基本使用料、通常とハイシーズンと加算使用料の欄を削るものでございます。

また、日帰り使用料を1日2時間までから1時間単位に改正しようとするものでございます。

また、寝台列車の区分につきましては、貸切り料金、1両当たりということになりますが、それを追加しようとするものでございます。ハイシーズンなどを定めております欄外の備考につきましては、削ろうとするものでございます。

では、戻りまして、別紙のほうに戻ります。議案の2枚目になるかと思えます。こちらは、公文書となっております。先ほどの1ページから3ページまでにつきましては、新旧対照表でご確認をいただきました内容がそれぞれ記載をされております。

3ページにございます附則の部分でございますが、この条例は令和4年の4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。それでは、議案のご審査方、よろしく願いをいたします。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回の条例改正は主に使用料なようですが、確認しますが、コインランドリーの洗濯機と衣類乾燥機は何台ずつ設置することになっているのかお伺いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 小成室長から。

○委員長（合砂丈司君） 小成室長、どうぞ。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

今は、現状は1台ずつの設置になっております。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 担当課でも記憶にあるかと思うのですが、数年前ですか、球場を使って、

野球の試合があって、そして社会人野球だったと思うのですが、ほとんどの方が夕方になればみんないなくなるわけ。そこで、どこに行くのだという話をしたらば、やはり乾燥機が少ないのだと。ユニフォームが汚れて、洗濯したはいいが、乾燥する場所がない。それで、みんな宮古のほうに行くわけだ。だから、これからも、コロナが落ち着いたら野球場も頻繁に、普通どおりに使われるようになるかと思うので、できれば乾燥機、やっぱりこの際増やしたほうがいいのではないかという、いわゆる関係者の声もあるので、私は設置を増やすことで検討すべきと思うのですが、ひとつご意見を伺います。

○委員長（合砂丈司君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ただいまご指摘いただいたことについては、私も記憶に残ってございまして、例えば町内で行われる野球大会につきましては、町内の宿泊施設、ホテルに泊まる方についてはホテルのほうに洗濯機、乾燥機を備えておりますが、泊まらない、日帰りの使用の方、大会に参加した方については委員ご指摘のとおりとなっております。

これからふれあいらんどのほう、本格的な整備について検討するわけでございますけれども、その中で利用者の方が使ってよかったなというふうなことに、そういった利便性も考慮しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（合砂丈司君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） ご丁寧に説明されると、真剣にこれについて内容の審査をしていく流れになってしまいそうなのですけれども、ふれあいらんど全体感をどうしていくのかということと併せて、いつまで、ずっとこれ委託管理なのでしょうか。自立した経営をしていただけるような方向ではお考えがないのかどうか、お伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、ふれあいらんどの整備の関係でございます。台風で被災して以降、いろいろ取組もしてまいりましたけれども、まだ県の河川工事も同時進行で行われておりまして、まず詳細の内容を決定するについては県の工事を注視しながらということになるかと思っております。その中で、町のほうでも、これまでの運営の方法がいいのか、あとは民間の活力を活用しながらというふうな大きな流れの変更にもなっておりますので、そこら辺も視野に入れながら、河川改修の内容によってどのような施設ができるか、その施設をどのように運営していくか。当然町の方もあると思っておりますし、民間さんのほうにお願いをする部分も出てくるかと

思いますので、今後じっくり、町民の財産として末永く使っていただけるような方向性について検討していきたいと思っております。

○委員長（合砂丈司君） 千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 細かい話というのが重要ではないということではありませんけれども、やはり当局にはもう少し大局的な戦略に集中していただけたらいいのではないかなというふうに、この1年間、いろいろやらせていただきながら思っていました。ぜひ民間活力を活用して、既存の延長で、受託者を替えるのか替えないのかはちょっとよく分かりませんが、なるべく自立した経営体が担えるようにご配慮いただいて、もう少し大局的なところで、きちんと政策の立案に当局として集中できるような体制の構築をお願いして、私からは以上です。答弁は結構です。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 前の全協では、ちょっと時間なくて聞けないのもありましたので、何点かお聞きします。

まず最初に、今回の改正で、入り込みの人数もあろうかとは思いますが、幾らぐらい大人数増えるのかなと見込んでいるのか、まずお答えいただければと思います。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 小成室長から。

○委員長（合砂丈司君） 小成観光交流室長、どうぞ。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

今回の積算なのですけれども、令和元年度ベースで改正の内容を積算しておりまして、165万円前後の増を見込んでおります。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 次に、現在指定管理やっていますが、それで今回の補正をちらっと見ましたら、今回大体1,500万、1,450万の指定管理であります、町から出るのが。あと、利用料金制を取っているわけですが、そうしますと大体の利用料金は今まででどのぐらい入っているか、それについてお願いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 小成室長から。

○委員長（合砂丈司君） 小成観光交流室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

指定管理料ですが、令和3年度、今年度のベースでご説明いたしますけれども、支出総額が約

2,870万円前後となっております、うち利用料金の収入が1,400万円となっております。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、大体半分が利用料金でと、その年によって前の人数が多ければ多いときもあるかとは思いますが。

先ほどの1番委員とも関連しますが、今回の改正に当たって検討したかどうかもありますが、今回はこの料金だけであります。多目的広場、そこは今使っていませんし、先ほど出ました今後どうなるかということもありますし、何か風聞というか、聞こえてくるやには、もうこれは別の方向、場所、面積もあろうかと思いますが、できない方向も聞こえてきます。そうしたときに、公の財産、行政財産に位置づけておくだけではなくて、これは収益施設であれば、今回これも条例廃止して、できるだけ自立とさっき言っていました、この収入でできるだけやるというふうなこともやっぱりやっていかなければならないような気がします。そうしたときに、今回このグラウンド、多目的広場、陸上トラック、あるいは芝生広場は現在ないわけでありますので、そうすれば今回これも併せて検討したのかどうか。私は、検討すべきだったのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 小成室長から。

○委員長（合砂丈司君） 小成観光交流室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

委員おっしゃるとおり民間活力の活用に関してですけれども、いわゆる町としての方針が決まればといたしますか、PPP等々を使っての民間活力の活用というのは当然視野に入るとは思うのですけれども、今回のこの改正の時点ではそちらの計画をちょっと待ってられないところもあります、先行で利用料金だけを改正させていただいているという内容になっております。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 現時点では、まだこの整備の方向も含めてあるので、そこまでは踏み切れなかったと。この先については、やっぱりその方向性も考えるということですね。

それから、今キャンプブームと申しましょうか、あとまたアウトドアのブームで、結構いろんなところでこれが増えているようであります。そうしたときに、ふれあいランドも休所日、オートキャンプ場であれば11月1日から3月31日まで、冬期間はこれは休みだということで、条例上は設定していると。そうした中で、さきに新聞等で出ましたが、冬、冬期もやるというふうなこ

とで、今やっているのですか。まず、その状況をお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 小成観光交流室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

条例上は、オートキャンプ場につきましては11月1日から3月31日までが休所日となっておりますが、町長が特に認めた場合には営業できることになっておりまして、今年度に関しましては冬キャンプということで、冬キャンプ in ふれあいランドという企画名で実施しておりまして、11月1日から3月31日までの土日祝日及び休前日にキャンプ場として開設しております。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ご答弁で土日やっていたということですが、どのぐらい来ていますか。

○委員長（合砂丈司君） 小成観光交流室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

基本的には、現在冬キャンプとしては10区画を一応開設しているのですが、ほぼほぼ祝前日に関しましては満室になっておりまして、あと年越し、正月に関しましては22区画、最大で開けて、結構ご好評いただいている状況になっております。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今は、本格的な冬期の使用ということではなくて、ただし書の事項でやったということですが、できればやっぱりこういうのも併せて改正しておいたほうがいいのかなどは思います。

最初というか、触れましたけれども、今後の整備の方向もあるかとは思いますが、ふれあいランドにあっては収益施設だけであれば、先ほど言いました今後の経営の状況、経営の在り方については指定管理でなく、この条例等はもう廃止して、指定管理でなくてやればいいのかなど、そんな気もいたします。そのことを申し上げまして終わります。

○委員長（合砂丈司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えのため、お待ちください。

---

◎議案第3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（合砂丈司君） 議案第3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） それでは、議案第3号 岩泉町町道の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

今回の改正内容ですけれども、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町においても本法律に沿い、本条例に自転車歩行者専用道路や旅客特定車両停留施設を加えたいことから、必要な条文を設けるほか、文言修正や条ずれの補正等を行うものであり、その主な内容について説明させていただきます。

参考資料の新旧対照表1ページを御覧いただきたいと思います。まず、改正後の第4章第1節に「自転車歩行者専用道路等の構造」を追加しております。この道路は、一般的な道路に接する自転車道や歩道とは別のもので、整備目的が専用道路となる自転車歩行者専用道路と歩行者専用道路を指すものでございます。

次に、第5節に「旅客特定車両停留施設の構造」を追加するもので、この施設は具体的にはバスターミナルを指すものであり、第6節は節の追加に伴う補正を行うものでございます。

次に、第2条の定義、25号の有効幅員に自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、旅客特定車両停留施設を新たに設けるほか、第2条の2では災害時の場合の適用除外の条文を設けるものでございます。

次に、第51条の歩道には除外となる対象道路の文言を追加し、第52条の有効幅員には自転車歩行者専用道路等の基準を設けるものでございます。

第53条の舗装、第54条の勾配では対象となる自転車歩行者専用道路等を追加し、第60条ではエレベーター構造の文言修正を行うものでございます。

5ページから12ページまでの第78条から第88条までは、旅客特定車両停留施設の構造を11区分に分け、それぞれ必要な基準を制定するものでございます。

12ページを御覧いただきたいと思います。第89条では、旅客特定車両停留施設に必要な案内標識を設けることを追加するものであります。

第90条の視覚障害者誘導用ブロックと第91条の休憩施設には、自転車歩行者専用道路等も対象とすることを追加し、次ページの第92条の照明施設と第93条の防雪施設も同様とするものでございます。

続いて、別紙、改正文の9ページにお戻りいただきたいと思います。附則のとおり、本条例は公布の日から施行するものとするものです。

以上、簡単ではございますが、説明としますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この議案に定める道路構造の関係で、町道関係ではどの路線が該当するのか、対象路線があるのかどうか、お伺いします。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（合砂丈司君） 日吉総括室長、どうぞ。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（日吉 理君） 自転車歩行者専用道路となりますので、イメージしやすいのはサイクリングロードとかというふうなものが一般的に使われておりますけれども、そういったものになりますので、岩泉町にはこういった施設は、該当施設はございません。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、この条例上の改正点はないという、対象路線はないということですが、提案理由のそもそもが高齢者、障害者等の移動の円滑化とあります。日常見えています

と、つえをついて歩く人が多くなったこととか、手押し車の人も多いこととなると、まさしく円滑化ということになると、455になるから町道管理ではないとは言っている、歩道に凹凸があったり、あと片流れになっていたり、そういうふうなのもこの条例に関係するのであれば、連携を取りながら円滑化を図っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 日吉総括から。

○委員長（合砂丈司君） 日吉総括室長。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（日吉 理君） この条例、構造等の条例ということで、まさに新しく設ける場合には、この基準に合わせるような形で工事を進めると。また、部分的な歩道と、改良等をしなければならないといった場合についても、この基準に定めるような形で構造を整備するというような形だろうと思いますけれども、既存のものは、先ほど申し上げたとおり、改良というふうな形で始めてということになりますので、以前から車両の乗り入れの部分の傾斜がきついということで、歩道が、幅員が狭いがゆえにということでお話がございますけれども、こちらにも記載あるとおり、乗り入れ部は残念ながら除くというふうな記載になっておりますので、そこについてはまずこれからまたいろいろ岩手県さんとも相談していく部分があるかなと思います。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 関連で。具体的にどうか、ざっくばらんに伺いますが、今話があったように今回は高齢者なり障害者等が新たに入ったわけだが、この文言が入る前の従来の岩泉町の町道がこの条例で定める基準に今までほとんど合っていたかどうか、認識についてまず伺います。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（合砂丈司君） 日吉総括室長。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（日吉 理君） 今町で管理する歩道がある町道というのは、ごく限られた部分になろうかなと思います。

それから、この条例が設けられた部分が、平成25年度でしたけれども、これは地方分権一括法の関係で、こういったものの条例を新たに定めるというような形で、それ以前は国の基準に倣ってというふうな形で道路等を整備してまいりましたということになりますので、基本的には道路

構造令に倣って道路の幅員なり計画されてきたということになりますので、特に高齢者、障害者、要はバリアフリー法の関係の部分での適用というふうなことになるれば、制定された時期によっては部分的に外れてしまうというふうなケースもあろうかと思えます。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） それでは確認します。今回新たに高齢者なり障害者が加わるわけで、今8番委員も質問したとおり、答えが、何か条例には文言が入ったが、新たにつくるような気配がないのですが、せっかく条例つくったのだから、やっぱり何年か後にはモデル的なことで進めるべきだと思うのです、私は。ひとつ考え方を伺います。

○委員長（合砂丈司君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今回制定する分野での町の新たな整備促進ということだと思いますけれども、先ほど説明しているとおりに歩行者自転車専用道路であったり、バスターミナルということで、対象となる施設を今の町の状況に合わせて整備するというのは、今回の追加する施設については相当難しいのかなとは思っておりますが、ただし現状の道路であったり、幅員であったり、歩道であったり、これらは当然高齢者、障害者等の皆さんに使いやすい道路にしていくという考え方には変わりありませんので、その基準に沿ってこれからも整備のほうを考えていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 町道の構造等のあれが今度出たわけですが、前回も話ししておるのですけれども、確かに町道のスペースでは、大変これは設置は厳しいかなと私も思っております。以前に岩泉町内を通っている455の関係とか、いろいろな面で高齢者、それから障害者の関係は大変厳しい場所があるものだから、そこら辺を県とやっぱりタイアップしながら、いい方向に進めていくことをお願いしたいと思うのですが、そこら辺の考えを答弁願います。

○委員長（合砂丈司君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 今年度、昨年9月定例会だったと思えますけれども、455の済生会から中学校までの部分の歩道の段差解消、こちらについては委員の方からのご提言等もあり、私のほうも歩いた中でやっぱり段差のほうは大きいなということで、県の土木センターさんのほうにもこの情報提供はしながら、ぜひ改善に向けて進めていただきたいというのは申し

述べておりますので、今後も引き続きその対策のほうは進めていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、コロナ感染予防対策の換気のため、11時まで休憩いたします。

休憩（午前10時50分）

---

再開（午前11時00分）

○委員長（合砂丈司君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎議案第4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議案第4号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）でございます。

今回は、基本的には補正予算書のページを基本として説明をさせていただきます。タブレット

につきましては、プラス1ページという感覚で御覧を願いたいと存じます。それでは、よろしく  
お願いをいたします。

今回は、最終の補正予算となりますことから、歳入歳出とも各事業の執行の精査を行い、所要  
の整理を行ってございます。また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係ります予算や  
国の補正予算に対応いたしました事業など、早期の執行が必要な項目につきましては追加の補  
正をお願いしてございます。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げます。予算書では24ページ、タブレットでは25ペ  
ージでございます。2款1項3目財政管理費、24節に公共施設等整備基金積立金4億5,000万円を  
増額計上してございます。当該基金につきましては、平成28年の台風災害以降、これまで10億円  
を超える額の取崩しを行ってきたところでございますが、今後におきましても公共施設の整備や  
改修が計画されておりますので、その財政負担に備えるために基金への積み増しを行うものでご  
ざいます。

次に、27ページから28ページを御覧願います。下段から次のページの上段でございます。2款  
3項1目戸籍住民基本台帳費、12節に住民記録システム改修委託料273万3,000円を追加してござ  
います。国の補正予算に伴う事業でございまして、転出、転入手続のワンストップ化を実施する  
ために、オンラインでの手続を可能とするためのシステム改修を行うものでございます。

次に、42ページ、43ページ上段でございます。4款1項2目予防費、12節に新型コロナウイルス  
スワクチン接種委託料562万4,000円を増額計上してございます。休日の接種につきましては、国  
が定める接種費用を加算する必要がございます。今後の接種計画に基づき、所要の額を予算措置  
するものでございます。現在は日曜日、祝日の接種を基本として、鋭意実施中でございます。

次に、46ページ、タブレットでは47ページになります。5款1項4目畜産業費、18節でござい  
ます。日本短角種放牧頭数維持支援事業補助金92万円を増額計上してございます。今年度、町内  
の繁殖農家における市場導入頭数、それと自家保留頭数が増加をしておりますことから、この市  
場導入及び自家保留に対する支援補助金の増額をお願いするものでございます。

次に、予算書では51ページから52ページをお願いいたします。6款1項2目商工鉅業振興費、  
18節で新型コロナウイルス感染症対策資金信用保証料補給補助金300万3,000円を増額いたしまし  
て、52ページの24節では新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金積立金795万7,000円を増額  
計上してございます。直近での融資の実績、動向、今後を踏まえまして、それぞれの所要の額の

予算をお願いするものでございます。

次に、56ページ、タブレットでは57ページをお開き願います。7款5項2目住宅対策費、21節に立木補償費461万4,000円を追加してございます。現在整備を進めております岩泉上町地区宅地分譲地整備事業に関連をいたしまして、分譲地に近接をしてございます岩泉大神宮様の立木につきまして伐採の協議を取り進めておりまして、この伐採に伴います補償費を計上するものでございます。

次に、予算書の59ページをお開き願います。9款1項2目事務局費、18節に浅内公園トイレ改修事業補助金70万円を追加してございます。釜津田中学校の閉校に関しまして、地域からご要望をいただいておりますスクールバス運用時に使用できるトイレの確保に対処をするために、浅内自治会さんのほうで管理をしてございますトイレにつきまして、洋式便器への変更、凍結防止用の電熱線敷設などの改修事業をさせていただき予算でございまして。

次に、61ページ、タブレットでは62ページでございまして。9款2項1目学校管理費、17節に有芸小学校備品購入費60万7,000円を追加してございます。今年度、学校林の売払いを行ってございますが、その売払収入を充当いたしまして、学校及び地域のほうからのご要望でございまして運動會用品を購入する予算でございまして。

以上で歳出の説明を終わります。歳入をお願いいたします。9ページ、タブレットでは10ページをお開き願います。上段となります。1款1項町民税、1目の個人分で1,078万7,000円、2目の法人分で683万6,000円の増額補正を行ってございます。また、2項の固定資産税につきましては1,761万8,000円の減額補正でございまして。

次に、予算書13ページをお開き願います。14款1項2目衛生費国庫負担金、2節感染症予防費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業562万4,000円を増額してございます。休日接種に係る接種費用の加算分に対します国庫負担金の歳入を見込んでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、繰越明許費補正と地方債補正でございまして。予算書の5ページ、タブレットでは6ページをお開き願います。第2表の繰越明許費補正でございまして。今回の繰越明許費につきましては、計8事業、総額1億5,331万8,000円の繰越しをお願いするものでございまして。

次のページを御覧願います。第3表、地方債補正でございまして。4つの起債の種別について補正を行いまして、補正後の限度額の総額を10億390万円とするものでございまして。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

22ページをお開きください。これから質疑を行います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ありませんか。24ページまで。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目文書広報費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3目財政管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5目財産管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 6目企画費。

13番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） 地域おこし協力隊の関係で減額になっているわけですが、この内容についてお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主任。

○委員長（合砂丈司君） 三上主任。

○ふるさと振興室主任（三上高人君） お答えいたします。

地域おこし協力隊について、ご説明のほうをさせていただきます。7節の報償費と18節の負担金補助及び交付金のところで減額補正のほうをさせていただいておりますけれども、地域おこし

協力隊につきましては令和3年度、9名からスタートいたしまして、今年度につきましては5名の新規着任者を目標に、役場全体としましては計14名分の予算を当初予算で計上させていただいております。

隊員が減りました部分につきましては、5月末で1名の方が任期満了で卒業いたしまして、10月から1名の方が出産のためにお休みに入っております。増えた部分、新規着任者につきましては、4月1日、9月1日、11月1日にそれぞれ1名ずつ、計3名の方が新たに着任のほうをいたしております。

その結果、今年度の末時点では、役場全体としましては10名の方々が活動をするというような形になっておりまして、今年度の予算の着地見込みが立ったことから、不用残となる部分について、このたび減額補正のほうをさせていただいたという次第でございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 13番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） 一生懸命やってもらって、結構人数が来てもらっているのかなと思っていました。それで、こんなに減額になっていると人が減っているのかなというような感じを受けていますが、この頃の状況というか、募集に対してどのような反応があるのか、そこら辺の状況をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主任。

○委員長（合砂丈司君） 三上主任。

○ふるさと振興室主任（三上高人君） お答えいたします。

まず、令和2年度、昨年度からの経緯を踏まえましてお話のほうをさせていただきたいと思えます。昨年度は、やはり新型コロナの影響で、いわゆる2泊3日でやるお試しプログラムの実施が一回もできませんでした。そういった影響もございまして、今年度の新規着任者の方々はいずれも県内の出身の方々になっております。

そして、今年度、令和3年度になりまして、ようやくと申しますか、お試しプログラムの実施ができたわけでございますけれども、お試しプログラムを実施することによって関東圏とか関西圏の方々からも来ていただくことができまして、そうした中からも、来年度に向けて着任したいという応募のほうもいただいている方々がいらっやいまして、選考のほうも今、同時並行で進めさせていただいている状況でございます。

実は、来年度も、ちょっと新年度予算の話になってしまうかもしれないですけども、新たに6名分、新規で予算計上させていただき予定で進めておったのですけれども、ほぼ合格者といえますか、選考のほうも進みまして、もう埋まるといえますか、おかげさまで当町に来ていただく方々がほぼ決まっている状況でございます。

新年度予算策定後に、やはりコロナの影響もあるのか、当町への問合せなどが結構増えてきておりまして、今オミクロンの影響でお試しプログラムのほうは実施できないのですけれども、またコロナが終息したところで、新年度も引き続きお試しプログラムから、まず当町に一度来ていただいて、それから応募を検討いただくような流れで進めていきたいと考えている状況でございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 13番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） 今話を聞いて、大変安心しました。今後ともどうぞよろしく頑張ってくださいと思います。

終わります。

○委員長（合砂丈司君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 新年度予算の話になってしまうかもしれませんが、今話が出たのでちょっとお伺いしますが、新規で6人の方がほぼ決まっていると、素晴らしいことだと思います。プラスして、地域おこし協力隊で岩泉に来たいなという人が出た場合は、来年度、一応どうするのでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊については、町の施策としてかなり力を入れてやっております。先ほどのように、人数増えてきております。この減額については、おめでたいことですが、出産ということで、途中からそういったことで休職というか、そういったことになったので減額等ありますが、今後さらに力を入れるということで、当初6名を予定して、もう6名着任の方向で進めておりますが、さらにもっと人を増やしたいということで、それについては予算のほうも議会のほうにお願いを申し上げて、補正を組みながらやってまいりたいと思っております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君）　ここで、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君）　質疑なしと認めます。

引き続き質疑を行います。7目支所費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君）　10目諸費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君）　2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君）　2目賦課徴収費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君）　3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君）　先ほどご説明がありました住民記録システム改修委託料、転出入のワンストップという制度なようですが、これについてももう少し説明をお願いします。

○委員長（合砂丈司君）　山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君）　お答えいたします。

住民の異動には、簡単に申し上げて転入と転出がございまして、まず、今いる場所から転出するわけですけれども、転出部分をマイナンバーカードを使って電算化といいますか、そういった手続を踏まえて、転出のほうは窓口に行ってくださいですけれども、転入部分を簡単にしようというようなものでございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君）　8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君）　そうすると、繰り返しになりますが、再度説明をお願いします。

○委員長（合砂丈司君）　山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君）　すみません。ちょっと今話がひっくり返ったようです。転出部分でマ

イナンバーカードを活用して、システム上で手続をして、転入については転出先の市町村に行っていただくことにはなりますけれども、そこは今までどおりなのですけれども、転出をマイナンバーカード活用によって簡単にしようというものでございます。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、ワンストップとは言っても、先ほどの最初のほうの説明であれば、転出のときに町の役場に来れば、転入のときにはそちらの窓口に行かなくてもいいというふうに、ワンストップと受け止めたのですが、後段の説明ではやっぱり転出も窓口、転入も窓口というふうに受け止めるのですが、そのところのワンストップの差というのはどこか、説明をお願いします。

○町民課長（山岸知成君） すみません、小野寺総括。

○委員長（合砂丈司君） 小野寺総括室長。

○町民課総括室長（小野寺貴幸君） では、ご説明をさせていただきます。

先ほど2回目の答弁でさせていただきましたとおり、転出のほうの市町村役場のほうについては来なくてよいということになります。オンライン上で転出していきますという手続をしていただいて、転入先のほうにマイナンバーカードを持って行っていただいて、転入しますという手続をするということで、お客様のほうについては両方の役場に行くのではなく、転入先のみ窓口のほうにおいでいただくということになります。これを行うことによって、それぞれの待ち時間を少しでも短くしようという国のほうの考えにのっとった改修ということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 野館議長。

○議長（野館泰喜君） 関連ですが、今マイナンバーカードを持っていない場合には、このシステムには当てはまらないという解釈をしましたが、マイナンバーカードの現在の普及率はどれほどであるか、お願いします。

○町民課長（山岸知成君） 小野寺総括室長。

○委員長（合砂丈司君） 小野寺総括室長。

○町民課総括室長（小野寺貴幸君） お答えをいたします。

マイナンバーカードでございますが、1月末現在の数字になりますけれども、岩泉町で2,556件の交付をさせていただいているということになります。パーセントでお示しますと、28.8%と

いうことになっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目選挙啓発費。

5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここの目でいいとは思いますが、昨今、期日前投票に車を使用している自治体が出てきております。交通弱者にとっては非常にいいことではないかと思っておりますが、本町においては期日前投票に自動車を使う予定はないのかお伺いします。

○選挙管理委員会書記長（三浦英二君） 穂高主任。

○委員長（合砂丈司君） 穂高主任。

○選挙管理委員会主任（穂高 淳君） お答えをいたします。

移動の期日前投票所につきましては、県内では一関市あるいは八幡平市で実施しているようございますけれども、それらの全国的な流れといたしまして、当日の投票所を減らした代わりに実施しているという例が多いようございますので、当町におきましてもそういう例を参考にしながら、今後実施できるかどうかというところを検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（合砂丈司君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ぜひ検討というよりは、今後前進するように取り組むという答弁が欲しかったわけですが、これによって投票率も上がりますし、何といたしましても投票所の開設をしなくても済むところも出てくると思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 進みます。3目町議会議員選挙費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4目衆議院議員総選挙費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5目町長選挙費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目指定統計調査費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 6項監査委員費、1目監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） ここで、席替えのため、お待ちください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ございませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 35ページになりますか、12節委託料、共生社会のためにとということで、包括的支援が130万円減額になっております。包括的支援は、何とか町民のためにも続けていただきたい事業なわけですが、減額の理由とその内容についてお願いします。

○保健福祉課長（三上義重君） 菊池社会福祉室長。

○委員長（合砂丈司君） 菊池室長、どうぞ。

○社会福祉室長（菊池修二君） お答えいたします。

本委託料の減額の中身でございますけれども、当初予算の中で積算をしております設計額、事業者との見積り合わせを執行しております。その中で、事業者から提示していただいた金額との差額分が今回の減額補正という中身になっております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、見積り合わせの結果ということですが、それに伴う支援体制をしたい住民の対象者、この方々への影響というか、人数が例えば減っているとか、それからサービスが低下をしているということではない分というふうに受け止めていいか、お願いします。

○保健福祉課長（三上義重君） 菊池室長。

○委員長（合砂丈司君） 菊池室長。

○社会福祉室長（菊池修二君） ご質問のとおり、まずやっている事業の中身につきましては昨年度同様、主なところは相談事業ということで、今回の補正で減額しているからといって利用者の方に影響しているものではございません。ちなみに、昨年度相談実績でございますけれども、令

和2年度の実績で249件、今年度1月末現在で177件の相談実績となっております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。3目老人福祉費、ありませんか。

5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで18節の敬老記念品、この内容、今どういうものを記念品として贈呈されているのかお伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 根木地室長。

○委員長（合砂丈司君） 根木地室長。

○長寿支援室長（根木地智和君） お答えいたします。

こちらについては、米寿、白寿、101歳以上ということで、米寿についてはキリの小物入れ、白寿、99歳についてはキリ製の小だんす、101歳以上については龍ちゃん商品券を贈呈しているというところになっております。

○委員長（合砂丈司君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今お伺いして、龍ちゃん商品券も贈呈しているということで、これは米寿、白寿の方も龍ちゃん商品券にすべきと考えるのですが、何か理由があつてキリの贈呈品にしているのか、そこをまずお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

米寿、白寿につきましては、記念の年という、明らかにそういったような形で、今まではそういった意味で記念品という形を取らせていただいております。

あと、101歳以上につきましては、それ以降毎年のことといたしますか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そういったような状況なので、商品券で対応しているところです。

○委員長（合砂丈司君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 米寿、白寿の方も商品券のほうが多分うれしいと思います。そういう商品券に替えるお考えはないのかお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 記念のものにするか、使いやすいものにするかという考え方の違いが

あろうかと思えます。関係者のご意見等を賜りながら考えていきたいと思えますので、よろしく  
お願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今の件に関連しまして、米寿、白寿とか何回ももらうわけですよね。そう  
すれば、同じようなキリのたんす類かな、それをいっぱいもらっていると。あとは、さきの連れ  
の人とかいろいろもらっていて、うちにいっぱいあると。これ私もそれでないのを何か、今出ま  
した龍ちゃん商品券でもいいですが、同じパターンでなくて、同じのをいっぱいやるよりはそっ  
ちがいいかなということも言われたりします。ぜひご検討をお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

おっしゃるとおり、どういったものが望ましいかというのは、いろんな見方、考え方があると  
ころでもありますので、その辺含めてもうちょっと研究させていただきたいと思えますので、よ  
ろしくをお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） せっかく話が出たので、参考までに私も話をさせていただきますが、実  
は名を挙げてもいいかと思うのですが、時の橋場副町長時代に今のような様々な記念品の意見が  
出て、私も話をしたことがあるのですが、ある意味、前の橋場副町長は伝統のある記念品につい  
ては、町勢功労者をはじめ様々なお祝いの記念品については、年度ごとに軽々に変えるべきでは  
ないと。やはり伝統の重みがあるのだから、できれば継続して一つのものをつというふうな話を伺  
って、なるほど、そういう考えもあるのかなというふうにか伺った経過もあるのです。

それで、話があった中で、できれば米寿、白寿、物をあげながらも、プラス商品券を付け加え  
てやれば何も問題はないかと思うのですが、ひとつダブルであげるような方向で検討すべきと思  
うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

予算の使い方というものにはいろんな使い方があろうかと思えます。すみません、ちょっと反  
対方向な話かもしれませんが、やみくもに金額であるとか価値を上げていくというのはいかがな  
ものかなというふうなところもございまして、記念に立派なものが欲しいというふうなところは

あろうかと思えます。先ほど来と同じような答弁で大変申し訳ないのですけれども、そういったご意見も踏まえながら研究させていただきたいと思えます。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今のやつもぜひ参考に、せつかく減額を、65万円とか23万円ということで、予算を確保しながらも実態がこうでありますから、その方々に喜ばれるような施策というのも一つかなと思えます。

私の質問は、その下の高齢者及び障害者にやさしい住まいづくりの、これも予算を取りながら、約半分を減額にしておりますが、この内容についてお伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 佐々木主査。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木主査。

○長寿支援室主査（佐々木美穂子君） お答えします。

当初計上した時点では11件で、1件当たり上限額である90万円で予算の措置をしておりましたが、今年度の利用実績として9件の利用がありまして、執行状況とすると484万8,000円の執行状況になっておりまして、1件当たりの満額の利用ではなく、皆さんが負担できる範囲での利用になっていることから、1件当たりの金額が少し少ない方がいたので、こういう予算の使い方になっておりますが、必要な方には適切に補助が行き届いているというふうに考えております。失礼しました。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そのとおり、1人当たり90万円までは限度利用額があると。だけれども、9件ですと1人50万円とか60万円という数字になるわけですが、これは個人負担が伴うからなのか、もし30万円しか使わなかったと、いや、90万円まではあなたは使う限度額がありますよと。一回にはお金を出せないけれども、2回目に分けてもらえば、1回目は30万円、2回目は50万円で、年度内で80万円までは自分の住まい改修ができるというふうな制度であれば、使う人もなお改修しやすいのではないかと思うのですが、そういうことにはならないのかどうか、お伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 坂本委員おっしゃるとおり、そういった使い方ができれば確かに便利だとは思いますが、これは国の補助制度に基づいてやっているところでして、1人1回

までということになっております。

あと、補助率ですけれども、9割となっております、先ほどから90万円と言っておりますけれども、最高額ですけれども、100万円の工事に対して90万円補助を出しているという状況です。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 確かに国の制度なりはそうかと思えます。ただ、この制度の見直しなんかも結構出ている、高齢化社会もどんどん進みます。ですので、そうだからといって高齢者の方々の所得が上がっているかという、それほどは、その割には上がっていないと思えますので、そのところの検討事項として何とか、せつかくの国の制度の、限度額100万円の9割というのはいい制度だと思いますので、それを町民の方々が有効に活用できるように、国のお願いということではない、県のくらいでもいいかと思うのですけれども、若干念頭に置いて。例えば手すりでも、それから滑り止めでも、町民の人たちが暮らしやすいような形での、障害者も含めてというふうに対応していただければいいかなと思えますので、これについては検討していただくようにというだけでのお願いにしておきますので、よろしくお願ひします。

○委員長（合砂丈司君） 要望ですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。4目国民年金費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目児童措置費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3目児童福祉施設費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目予防費。

5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君）　ここで新型コロナウイルスワクチンの接種について伺います。

今65歳以上の方が接種されていますが、64歳以下の方の3回目の接種の日程等をお伺いいたします。

○保健福祉課長（三上義重君）　八重樫健康推進室長。

○委員長（合砂丈司君）　八重樫室長。

○健康推進室長（八重樫昌治君）　お答えいたします。

18歳から64歳までの若年層の方への新型コロナウイルスワクチン追加接種の日程でございますが、3月6日をもちまして一旦高齢者の接種が完了ということでございます。引き続き3月12日以降に対象年齢18歳から64歳までの方、接種を開始していくところでございます。一応終了めどとしては3月、おおよそ4月頃になるのではないかなというところでございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君）　5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君）　前回、町民会館で集団接種が行われました。今回3回目の接種もその予定なのか伺います。

○委員長（合砂丈司君）　三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君）　3回目接種につきましては、現在広報のほうでもお知らせしておりましたが、会場のほうは済生会岩泉病院さんのほうで実施したいと。当初は、国のほうからは9月の30日までに3回目接種をということで話がありました。1月中旬ぐらいから雲行きが変わりまして、オミクロンのほうがかなり広がってしまいましたので、1月中旬ぐらいから、国から何とか2月末までには高齢者の接種を終わらせてくれないかというような要請もあり、そこから急遽また済生会岩泉病院さんと日程協議を行いまして、何とか、先ほど室長からも話がありました、2月の末、ちょうど昨日であらかたの高齢者の希望の方のほうの接種を終えるところでございます。

3月6日のところは、残っている高齢者の方々と、64歳以下も3月6日の日曜日からはスタートしたいということで進めていました。全国の感染状況も、今数のほうが減ってきているとはいっても、減り方もまだ少ない減り方です。まして岩手県内は、まだ増えている状況です。300人を超える日が5日連続になっています。そのために、会場のほうも今済生会岩泉病院さんで開催す

ることでご案内はしてはしましたが、近隣の市町村の状況、感染拡大状況と、あるいは町内の状況と勘案して、もしかすれば病院の中での接種というのは、入院患者さんおりますので、そこは今済生会岩泉病院さんと随時状況確認しながら、もしかして町民会館に切り替えることはありますが、今のところは、今日現在の段階では済生会岩泉病院さんで進めたいということで話のほうは進んでおりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連になりますが、64歳から18歳となります。この頃ですと、5歳までというふうな案内もあるように伺っていますが、このすり合わせというか、5歳までがこのとおり64歳以下に含まれるのかどうか、お伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 5歳から11歳の接種につきましては、報道等でも出ておりますが、実際のところ国のほうの専門部会、例えば小児科医会とか、小児科学会とか、そちらのほうでも意見がなかなか割れているところがございます。ただ、国のほうでは、接種の体制を行政のほうでは取ってほしいということでございまして、最新の情報であれば、予防接種法のほうでの努力義務規定、しなければならない、努めることという部分がございますが、5歳から11歳は、それからは外れておりましたので、まずは行政、例えば町の役場のほうでは接種する体制は取ってほしいと。その中で、あと保護者の方々に情報提供しながら、保護者とお子さんのところで相談をしてもらって、受けられるという体制だけは取ってほしいということで今進んでございました。

先週の22日に宮古の医師会さんと、あと各市町村の担当課のほうで、22日の夜に会議のほうを開きまして、現在はやはり小児科医の専門的な判断が必要かなということもございまして、それで宮古市の小児科医の先生方からも出ていただきまして、一応宮古管内では集団の接種と、あとは個別、小児科医の先生の個人病院のほうの、そういった個別接種のも併せて進めていこうということで今話が進んでございます。

当町におきましては、先週22日に各対象となる360名ほど、5歳から11歳いるのですが、そちらのほうに個別に接種券の発送と、あと接種の希望のほうだけは取ってございます。今の64歳以下と同じ方法で接種希望を取って、それからワクチンの接種の日程等、希望する方には割りつけをしていくような形で進めたいと思っております。

また、済生会岩泉病院さんからも当初は、小児科、済生会はございませんので、やはり対応の

ほうは難しいかなということだったので伺っていたのですが、そちらのほうも、済生会さんでも何とか町民の皆さんのためということで、対応のほうもしていただけるようでございますので、町のほうでも接種の場を済生会さんと協議しながら設けていきたいということで、また進めておりました。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。3目母子保健費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4目健康づくり推進費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5目保健師設置費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 6目環境衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 7目健康増進費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 8目保健センター運営費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項清掃費、1目塵芥処理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） ここで、席替えのため、少々時間を下さい。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3目農業振興費、ありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 農地中間管理事業の協力金、大幅な減額なのですけれども、この事業の内容と、減になった理由と申しましょうか、それをお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤農業振興室長、どうぞ。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） お答えします。

こちらの事業につきましては、担い手への農地の集積あるいは集約を目的に地域で話し合いを行いまして、その集積、集約の面積に応じて交付金を交付する制度になります。こちら当初5地区を予定しておりましたけれども、コロナウイルスの感染拡大の状況によりまして話し合いの実施が困難となるケースが相次ぎまして、実績としまして1地区の実績というようなことでの減額になります。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 新聞報道等でも出ておりますが、これが進まない、確かにこれは担い手等々の関係で簡単ではないのかもしれませんが、でも、大事な事業でもあるかなと思います。ぜひこれを踏ん張って、力入れて、事業が進むようにまた頑張っていただければと思います。

終わります。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。4目畜産業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5目基幹集落センター等運営費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時55分）

---

再開（午後1時00分）

○委員長（合砂丈司君） 休憩前に引き続き、ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

ここで、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

進みます。2項林業費、1目林業総務費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目林業振興費。

6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ここでお尋ねするのですが、担当の方は鳥獣害のわなの資格というのは保有しているものなのでしょうか。担当課の中の担当職員の方はどうでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 職員、担当ですけれども、資格は有してございません。

○委員長（合砂丈司君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） だとすれば、担当課の担当職員の方は、ぜひわなの免許を保有してもらって、町民にもそういう働きかける、あるいは現場に出ていってどういう状況なのかということ、やっぱり現場を見ないと、もっと皆さんにわな免許を取ってもらって、駆除が進むように自ら率先すべきではないのかなど。費用は役場のほうで、町のほうで出してもらって、何とかそういう仕組みをつくるべきではないのかなと思うのですが、その辺については今後検討していただけるかどうか。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） わな免許の資格についてでございますけれども、過去においては1名、資格を有しておりましたけれども、異動により今は有していないという状況でございます。

今後につきましても、わなによる捕獲の技術の向上のためにも、職員自らが技術を高めると、知識を高めるといのは必要かなと思いますので、これについてはちょっと検討させていただきたいなと思います。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3目町有林管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4目町有林造成事業費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5目林道維持費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 7目林道新設改良事業費。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ここでお尋ねします。

林道新設のところで、まずは12節、16節、額がすごく三角、減額になっていますけれども、多分林道で県代行事業、その用地については町が実施するというふうなことで進めているかと思いますが、これについて、まずご説明、内容をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山主査から。

○委員長（合砂丈司君） 畠山主査。

○林業水産室主査（畠山 進君） お答えいたします。

林道の県代行事業につきましては、今現在工事を進めている箇所、それから用地交渉の段階の箇所、それぞれございます。新設の箇所につきましては、今2路線ございまして、そちらのほうの用地の取得を進めておりますし、工事のほうも進んでおります。この2路線のうち1路線につきましては、既に用地の取得が令和2年度中に完了してございまして、もう一路線について用地の取得を進めているという状況です。

それから、改良につきましては、計画上、複数路線ございますけれども、今ちょうど用地の交渉に取り組んでいる箇所、それから工事に入っている箇所、4路線ございまして、そのうち2路線については工事着手しておりますけれども、基本的に用地の取得、用地の使用承諾、そういった部分に時間を要しているという状況がございまして、予算上は進める形で予算をお認めいただいたところではございましたが、そういった事情で今回減額となっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） まず、改良ですけれども、そうしますと前の台風絡みで、県代行で5路線を改良するというので今進めてもらっているかと思いますが、その場所の路線でしょうか、まずそれをお願いします。まずというか、続いてお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山主査。

○委員長（合砂丈司君） 畠山主査。

○林業水産室主査（畠山 進君） 改良工事につきましては、災害復旧ということではございませんが、一部災害で壊れている箇所も復旧しながら、林道自体の改良、拡幅であるとか、そういった部分の改良工事ということで行っております。

箇所につきましては、今計画上の、計画期間の該当している箇所を申し上げますけれども、松橋線、それから大沢線、そして惣畑向線、そしてナイヨウ沢線、この4路線が計画に入っております、松橋線と大沢線が工事に着手している状況でございます。

改良につきましては、拡幅という部分になりますが、大幅に拡幅ということではなく、一部必要がある箇所を拡幅していくということになりますので、予算を執行する部分としてはあまり大きくは出てこないということが今現状となっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今災害と言いましたが、災害ではなくて、台風で壊れた箇所を改良で県が整備するというので、町長、当時の課長等がこの方向で整備を進められたということの路線かなと思います。要はかなりの減額になっておりますので、これはいろんな面で厳しいのかなと思って伺いました。

県の代行林道、新規の箇所は今どこですか。どこというか、やっている箇所を、もし差し支えなかったらお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山主査。

○委員長（合砂丈司君） 畠山主査。

○林業水産室主査（畠山 進君） 新規は、先ほど2路線と申し上げたところでございますが、三田貝線と砂子線の2か所、2路線となっております。砂子線につきましては、先ほど申し上げた令和2年度中に用地の取得まで完了することができたということで、工事を残すのみとなっております。この工事については、今年度中に完了予定で、町に引渡しを受ける予定ということになっております。三田貝線につきましては、今年度中の用地の取得、今これから契約の段階ですけれども、用地の取得の部分と、あとは並行して工事のほうも進められておりまして、こちらは今の予定では令和6年度頃まで工事のほうで、工事とあと用地取得が並行して進んでいくというふうな予定となっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。3項水産業費、1目水産総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目水産振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3目漁港建設事業費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 席替えのため、お待ちください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 18節の結婚支援事業の補助金が7割減額になっておりますが、この内容について説明をお願いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 加藤総括室長。

○委員長（合砂丈司君） 加藤総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

こちらの減額につきましては、結婚支援センターのほうに補助金を支出しまして、結婚支援センターのほうで外部に委託しまして、婚活イベントを計画していたところではあったのですが、コロナの影響によりまして開催ができなかったということで減額となっております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それで、何かとコロナの影響ということの一つになるのですが、そのことによつていろんな事業から、それから将来に続くような事業もどうしても停滞してしまいます。ですので、そういう3密を避けるというふうなことから、オンラインでの会議だとか、今の時代に合ったような話合いの場の設定とかというふうなのがあってもいいのではないかと思うのですが、そういうご検討がなされたかどうか、お願いします。

○委員長（合砂丈司君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今回のコロナの関連につきましては、岩泉町ばかりではなくて県下、あとは全国的にも同じ悩みを抱えているところになります。このような状況を受けまし

て、今のコロナ禍に合った活動というのも国のほうでも検討されておりまして、政府のほうでは新年度からAI、人工知能を使いました結婚支援というものの補助を拡充していくというふうなことも聞いておりますので、国、県の状況などを見ながら、あと県下でもいろんな取組がされておりますので、そこを見ながら、今の時代に合った取組を進めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。2目商工鉱業振興費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3目地場産業振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4目観光施設費。

5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここの14節で、下水道接続工事、半額以上が三角ですが、この内容をお伺いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 箱石主任から。

○委員長（合砂丈司君） 箱石主任。

○観光交流室主任（箱石善也君） お答えいたします。

岩泉観光センターの下水道接続工事でございますけれども、従来岩泉観光センターにつきましては浄化槽を設置いたしまして、そちらで対応していたところですが、町の下水道区域にある施設になりますので、この部分を下水道に接続するというような工事を行っております。これに伴って浄化槽のほうも廃止するというような工事となっております。

○委員長（合砂丈司君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 執行残でよろしいですか。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 箱石主任から。

○委員長（合砂丈司君） 箱石主任。

○観光交流室主任（箱石善也君） お答えいたします。

この減額の内容ですけれども、見積りを取った結果、当初予算の金額よりも少なくなったとい

うことで、執行残ということになっております。

○委員長（合砂丈司君） 5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） そこで、隣に公衆トイレがございます。まだ洋式化されておきませんが、やはりあそこは観光の方も来られると思うので、あそこを洋式トイレにすべきと思いますが、そういうお考えはございませんか。

○委員長（合砂丈司君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご指摘の場所につきましては、昔の岩泉駅の駅舎、商工会等が入っている建物と、あとは隣接してトイレがございます。こちらのほうも台風被災前、その耐震診断を踏まえて整備をするという予定でしたが、台風の被災によりまして今話がストップしております。今後庁内の中でも、役場の中でも、その施設をどうしていくべきかというのは当然検討が必要で、旧駅舎のほうと、あとトイレを一体的に検討させていただきたいなというふう考えております。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今の件に関わってですが、水洗化にした、つないだのは、観光センターの隣に一体となっているトイレの分ですよ、まずそれ。

○委員長（合砂丈司君） 箱石主任。

○観光交流室主任（箱石善也君） お答えいたします。

岩泉の観光センターと、それからトイレと両方になります。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） どっちもやっているというご答弁であれば、今半分ぐらいで、まず水洗化の接続はできましたと、執行残ですということであれば、今言うあの実態を見れば、あそこの、分かると思うのですが、洋式の便器をこれにつけられないのかなと思うのです。接続だけだと、余ったから、執行残だからもう減額だということではなくて、例えば財政サイドに協議するとか、それはあるかもしれませんが、やはり全体見て利用者のことを考えれば、やっぱりそこは洋式に、今度この残が、予算があるからこれをつけたいと、そこらのことは考えないのですか。それお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今回は、水洗化というふうな大目的がございまして、何とか

こちらのほうは目的を達成したということで、今委員からご指摘がありましたように幅広い柔軟な発想がちょっと欠けていた部分はあるのかなと思いますので、今後につきましてはさらなる同じ工事、整備をするのであれば、そういった効果が及ぶかどうかも含めながら対応していきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 繰り返しになるかもしれませんが、5番委員が質問したとおりになるかもしれませんが、やっぱりそうしたら、あれはこの残の額でできると思うので、何ぼもかからないと思うのです。やれる範囲でできないのかなと思つての質問でした。よろしくどうぞお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） ここで聞いていいかあれですが、12節のふれあいらんどの施設の関係で、あそこの、今直っているかどうか分かりませんが、トイレが使用できないのが一部あります。そこら辺直ったのかどうか、ご答弁をお願いします。男子トイレのところの小便のほうだ。道の駅、乙茂。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 加藤総括から。

○委員長（合砂丈司君） 加藤総括室長。

○経済観光交流課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

道の駅の男子トイレ、1か所故障になっていまして、今現在のところはまだ直っておりませんが、今度管理者とも相談して、早急に直すように検討していきたいと思えます。

○委員長（合砂丈司君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） そのトイレのほうはよろしくお願います。ここ、もう何か月と駄目になっているものだから。

それから、施設のほうなのですが、乙茂の子供たちの遊び場に、緑の色だから、そりみたいなので滑る施設があるのですが、あれが最近問題になっているのです。ビニール製というのですか、それが擦れるとやっぱり粉になって、今自然のあれを、それが風等で飛んで川なんか流れて、それこそ海のほうの魚が食べて、いろんなものに影響があるということなのですが、そこら辺が今各施設で、遊び場が影響しているということで、その対策をお願いしたいのですが、それをもう既に考えているのか、計画に入っているのかどうか、ご答弁をお願いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 小成室長。

○委員長（合砂丈司君） 小成室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

うちの担当課のほうでも現場確認しておりまして、かなり緑の斜めのところが擦れてきている  
というか、こすれて取れてきているのですけれども、そこを一旦改修しようかと見積りを取って  
みたのですけれども、斜め分だけでも400万円超えぐらいになりまして、同じ現状で復旧すべきな  
のか、また全く別なのを考えるのかというところがありますので、今後引き続き検討させていただ  
きたいと思います。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。

ここで、席替えのため、お待ちください。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項道路橋梁費、2目道路維持費、ありませんか。

5番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで、台風で被災しました生活橋は、これで全て架け替えが終了した  
のかお伺いします。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 佐藤施設管理室長。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤施設管理室長。

○施設管理室長（佐藤育男君） お答えします。

被災当初ですが、73橋、生活橋の復旧が見込まれておりましたが、これが最終的に40橋という  
ことになりまして、それで令和2年度までに31橋が復旧を完了しております。それで、令和3年  
度は残り9橋のうち5橋が完成して、2橋が年度内に完成する予定となっております。そして、  
2橋残っておりますが、1橋は自己都合により復旧を断念しておりますし、もう一橋については  
沢廻地区ですが、県の河川改修工事の護岸の工事が終わらなければ復旧できないということで、  
これは令和5年度以降になろうかと思われま。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 同18節の生活道整備事業補助金、通常のやつだと思うのですけれども、今年度の実施状況というか、何件要望というか申込みがあって、何件実施したかをお願いします。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 佐藤施設管理室長。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤室長。

○施設管理室長（佐藤育男君） お答えします。

6組合で、生活道が5件と生活橋が1件でございます。今年度やって、まだ生活橋1橋が完成していませんが、交付決定して事業を進めたのが、生活道が5件、これは終わっておりますし、生活橋1件が今現在進行中です。

○委員長（合砂丈司君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、申込みがあった分は全部やったということによろしいのでしょうか。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 佐藤室長。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤室長。

○施設管理室長（佐藤育男君） 申込みは何件かあったのですが、予算が、当初予算内でやるというふうなこともありまして、それで予算が足りないことから、今年度は交付決定できませんというふうにお返ししております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。3目道路新設改良費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4目橋梁維持費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4項都市計画費、2目公共下水道費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5項住宅費、1目住宅管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目住宅対策費。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この21節の立木補修費は、大神宮に係るものという説明がありました。

これについて、裏の住宅団地への日照の関係も影響するかと思うのですが、ここら辺の、全面的にあれば伐採をしてしまうのかどうか、内容についてお願いします。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 日吉総括室長から。

○委員長（合砂丈司君） 日吉総括室長。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（日吉 理君） お答えします。

やはり景観上への配慮、その辺を引き続き交渉している、どういう状況で残そうかというあたりを交渉している状況です。ですので、全部伐採するというよりは部分的に残すような形になるかなと思いますけれども、その辺も含めて現在も協議を進めているような状況でございます。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） お願いします。そここのところは、ぜひ所有者の方との協議が必要だと思いますし、昔人はたまに大神宮というか、ご神木の関係もあるために、そこら辺のところは今後支障がないように、どうぞご留意のほうをお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。これは要望です。

○委員長（合砂丈司君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 席替えのため、お待ちください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目非常備消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5目災害対策費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 席替えのため、お待ちください。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目事務局費、ありませんか。

2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 18節でございますが、浅内公園トイレ改修事業ですけれども、これは釜津田中学校の統合に伴って、保護者の方々が要望したところを酌み取っていただけたと思っておりますが、このトイレ、4月になれば岩泉中学校のほうへ来ると思いますが、それまでに完成できるのかをお伺いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

委員からお話のありましたとおり、統合に伴いまして、浅内地区付近にトイレを設置してほしいというふうな要望がございまして、協議をしましてまいりました。その結果、現在浅内公園にあります浅内自治会で管理しておりますトイレの改修で何とか対応したいなと思っております。

改修の内容ですけれども、便器等の入替えの予定がございまして、予算議決いただきましたらば、早速事務のほうを取り進めまして、何とか3月中に終わりたいなというふうなことで考えておりました。

○委員長（合砂丈司君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） ありがとうございます。

それで、通年使用を当然お願いしたいわけですが、それに伴って管理していただかなければならないと思いますが、その辺も浅内の自治会であろうか、団体、連絡協であるか分かりませんが、その辺も進めているのでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

今回の改修も、冬場の活用等も視野に入れて改修することで考えておりました。それで、冬場も使いたいというふうに考えておりますので、管理についても自治会のほうと協議を進めたいと思っております。ただ、清掃、それから消耗品と、あとは例えば冬場の雪のときの除雪とかいろいろ考えられますので、年間で委託といいますか、年間で管理をお願いするような形で進めたいと思っております。その関係の予算につきましては新年度のほうになるか、補正になるか、予算を措置しながら、地元のほうにお願いしていきたいというふうに考えております。

○委員長（合砂丈司君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

要望は、釜津田中学校の保護者の方々の要望でありましたけれども、実際に大川の中学生たちも岩泉中学校に既に通学しておりますし、今度同じく大川小学校も岩泉小学校へと統合になりますので、釜津田だけの子供さんたちが使うという意味ではなくて、大川、釜津田の子供たちが使うという認識で、ぜひ通年使わせるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 要望ですね。

○委員（佐藤安美君） 要望です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） トイレですと、釜津田から岩泉まで通うときに子供たちが寄れる場所、トイレとして寄れる場所というのはどれぐらい考えているか、お願いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） まず、要望のありましたのは浅内地区にということでございます。

そのほかは、途中の使用の要望は特になかったのですが、こちらとしては大川のサンパワーのトイレも使えるのかなというふうには承知しております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 子供さんたちだからもつと思うのですが、老人クラブを引率していると、30分に1か所ぐらいずつと言えばオーバーですが、そして子供さんがここでは用が、何ともなかったけれども、乗った瞬間に次といったときに、今のようにサンパワーであり、浅内でありとやると助かると思います。浅内のトイレの70万円だけなので、構造的なのとか、便器の数とか、それから簡易水洗的なのかという内容についてはいかがですか。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

便器の数は2か所ありまして、今和式と洋式と1か所ずつあるようなのですけれども、そこは今回洋式便座に変えようと思っておりました。あと、簡易水洗で考えております。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 事務局費、特に今度釜津田の統合についての関係でお伺いしますが、釜津田から岩泉中学校まで片道何分ぐらいを予定しているのかお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

釜津田中学校の生徒さんで、一番遠い方が唐地に住んでおまして、唐地から一旦外山のほうに入りまして、唐地スタートで外山に入って乗せて、あとは道路の通りを来るという形で、大体59分ぐらいの予定で考えておりました。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ただ考えても相当時間が、1時間ぐらいかかると想定されるのですが、そこでその時間をスクールバスの中で生徒はどのように対応して来るのか。ただ乗って、黙って来るのか、そこら辺の考えについてお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

その件につきましては、一般質問でも質問いただいておりますが、今度の一般質問でご答弁をする予定で考えておりますけれども、教育委員会といたしましても通学の時間というのは子供たちの自由な時間で、学習の時間ということではないですけれども、やはりそうはいいましても何らかの対応が必要だろうなというふうな考えでおります。そこで、現在いろいろと検討しているという状況でございます。今検討段階ということでございます。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 検討しているということですが、私もこれからの生徒、伸びるためにいろいろ学ばなければならないとか、非常に貴重な時間だと思うので、できればスクールバスの中に何か、ビデオまではいかなくても教育関係の機器でも導入して、そして何かしら選べるような形で、学習の面でのカリキュラムを何か研究して、そしてせっかく学校でも端末機器を使っているものだから、そういうのと何とか連携を取りながら、有効に使っていくようなこともひとつ頭に入れて検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおりだなというふうに教育委員会のほうでも考えております。やはり長時間のスクールバスでの移動の時間というのも有効に活用できますし、また休息の時間にもなると思いますが、有効に活用できる時間でもあるというふうな認識の下に対応を考えていきたいと

いうふうに思っております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） その下の岩泉高校関係の補助金が総額で800万円ほど減額になっております。

これについて、高校への助成で特に問題が生じていないか、お願いします。

○教育次長（佐々木 剛君） 小野寺総括室長。

○委員長（合砂丈司君） 小野寺総括室長。

○教育委員会総括室長（小野寺一徳君） お答えします。

こちらの岩泉高校への各種補助金でございますが、当初計画しておりました事業から、特に振興事業補助金でございますが、コロナ感染予防対策等で実施できない事業が様々出てまいりましたので、それらを確認いたしまして、このぐらいは減額になる見込みということで、今回減額をお願いしているものでございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 先ほどともつながるわけですが、どうしてもまだ一気に終息ができないような傾向もあります。ですので、むしろこの補助金が800万円そっくりではなくても、半分なり3分の1ぐらいでもリモートなのか、ウェブ会議なのか、そして岩泉高校にとっても有効に助成できるような、支援できるような形での組立てができれば、子供たちが事業ができないためにとっても大きくマイナスにならないのではないかなというふうにも考えられるのですが、その点についてのお考えをお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まさにご指摘のとおりだというふうに思っております。我々も学校の校長先生、副校長先生、事務長さんとの意見交換の場もございますので、やはりコロナ対策にも十分気をつけながら実施できるような方向が検討できないかという点につきましても、協議しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（合砂丈司君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 岩泉高校に手厚いご支援をいただいているのかなというふうに思いますが、

今年度の受験の倍率を見ましても非常に低調であるという状況かなというふうに思います。お伺

いするところによりますと、岩泉高校の教職員の内部では現行進学するコースと、卒業して就職するコースとを2つ設けていただいて、ご丁寧に対応いただいているようですが、これから先、子供が減り続けるのであれば現状のコース自体を維持していくのが、教職員の数が減ってくれば困難になってくるのではないかなというふうな、どうすべきかという議論が、どのレベルか分かりませんが、教員の中ではあるようですが、高校のことではあります、こういったご支援いただいているので、教育委員会さんでは岩泉高校さんとそういった今後に向けての情報共有ですとか協議をなさっているのかどうか、教えてください。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、高校のほうを2学級維持したいなということで、教育委員会のほうといたしましても管内の中学校を教育長と私と回しまして、ぜひ岩泉高校に生徒を入れていただきたいというふうなことでもお願いにも回っております。そのような形で、何とか今回41人の受験というふうな形になったのかなというふうに思っております。

ご質問のコースの関係ですが、具体的にはそのようなコースの設定に関しては、まだ協議もしていない段階ではありますけれども、先ほども補助の関係でご答弁いたしましたとおり、校長先生含め協議する場がございますので、その辺も話題にしながら、情報もいただきながら、進めてまいりたいなというふうに思っております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。3目教員住宅管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4目へき地教育支援センター運営費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項小学校費、1目学校管理費、ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 14節で小川小学校のプールの井戸が解体になりました。これは、解体して終わりですか。なかなかそこは水の資源が必要な地域というふうに考えていますが、これがなくなって代替があるのか、それともその分の水量については何か確保する方法があるのか、お願

いします。

○委員長（合砂丈司君） 小野寺総括室長。

○教育委員会総括室長（小野寺一徳君） お答えします。

今回井戸解体工事につきましては、台風災害での河川改修工事に係るということで、撤去という形になっております。再設置は現在のところ考えておりませんが、水源、水道につきましては上水道、水道水の活用を考えております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。2目教育振興費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項中学校費、1目学校管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目教育振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4項社会教育費、1目社会教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3目芸術文化費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5項保健体育費、1目保健体育総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目体育施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3目学校給食費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 10款に入ります。災害復旧費、1項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） これで歳出の質疑を終わります。

歳入に入ります。9ページをお開きください。1款町税、1項町民税、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項固定資産税、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項軽自動車税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項自動車重量譲与税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項森林環境譲与税。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 非常に大事な、特にも林業関係については大事な項目ですが、環境譲与税、これは担当課のほうで仕事を見つけるというか、予算をして、入札にするか何かしなければ、全然この使い道が思うように進まないと思うのですが、これは基金として何か積む目的があるのか、それとも単年度、ある程度の事業化に向けて執行するのかどうか、これからの考え方についてお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 森林環境譲与税を活用した事業の展開でございますけれども、これまでは林業の産業としての従事者数の減少、これを食い止めなければ、せっかくの資源が活用できないままという課題がございましたので、作業される方々の拡大、それとあとは作業内容の改善のための高性能林業機械等の導入に関して、あるいは従事者を増やすための組織としての強化に取り組んできたところでございます。こういった支援を通じまして労働環境が改善され、従事者が増えることをまず前提に考えてきてございます。その中で、作業道の開設に対する支援とかそういった支援を続けながら、基盤の強化を図っていきたいという考えで努めてきたところでございます。

今後におきましては、従来型のこういった支援のほかに、さらに林業事業体プラスアルファを考えながら、総合的な事業展開をこれから検討の上、実施してまいりたいなというふうに考えて

ございます。もちろん木材の利用のほうも見据えての事業でございますが、いずれ全体を見ながら事業計画を立案の上、実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 主に森林環境譲与税というぐらだから、森林整備に関係した事業に使うべきものだろうと思うのですが、ただ近年、ご案内のように里山までも、いわゆる鹿、有害獣の被害で非常に困っているわけだ。それで、農地周辺の里山の環境整備というか、野生獣が来ないような緩衝帯を設けるというような意味からも、この税を使うにいいような何か事業を私も展開すべきだと思うのですが、考え方についてお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 委員ご案内の里山部分の有害鳥獣の防止の観点で、こういった事業、この財源を使ってという事業でございますけれども、現在は森林の里山再生事業におきまして森林内の整備ということで事業を実施してございます。ただ、こちらの事業が住宅周辺の里山を主体とした事業ではなくて、ある程度入ったところでも実施可能な事業でございますので、こういった事業が里山中心でできれば本来いいのかなというふうにも考えてございます。

里山再生事業を実施されている方々とも相談しながらという形になると思っておりますけれども、今後につきましては現在鳥獣被害防止対策協議会におきまして、今年度ですけれども、下岩泉地区におきまして森林整備を、住宅、熊の侵入防止という観点で説明させていただきました。財源的にはこの協議会事業を複数地区でできるような財源を確保しながら、当面はこういった形で住民の方々が参加しながら、協力し合いながら実施できる事業を組み立てて、その上で事業がさらに必要だという場合にはこの環境譲与税も使いながら、森林整備を行いながら実施できればいいなというふうにも考えてございます。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 9款地方特例交付金、1項地方特例交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 10款地方交付税、1項地方交付税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 12款分担金及び負担金、1項負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 13款使用料及び手数料、1項使用料。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ここで、ワサビ加工施設について、使用料についてお伺いします。

さきの全員協議会でも説明があったのですが、時間がなかったものですから、ここで。減額が出ておりますけれども、まずこれの内容についてご説明ください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤農業振興室長から。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） こちらにつきましては、ワサビの加工関連施設4施設の使用料、あとそれに加えてワサビの育苗施設、こちらは農業振興公社に使用許可している部分になりますが、こちらの使用料が入りまして、令和3年度は807万3,000円。こちら加工施設は全員協議会で説明したとおりでございますが、育苗施設につきましては町全体のワサビの生産振興に寄与する部分というところで、こちらは別途使用料の免除をしているというような中身になります。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、このワサビ加工施設等、「等」は加工施設と育苗施設と、ほか2つあると、4施設のこれは免除。もう一回お願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤室長から。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） こちらワサビの加工施設と育苗施設になります。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ちょっと何点か質問します。

そうしますと、ワサビ加工施設を免除する理由は何ですか。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） 加工施設の免除する理由ですけれども、こちらは全員協議会のほうでちょっとご説明しましたとおり、生産量が減少しております、ホールディングスのほうで加工のほうを行っておりますが、生産量の減少により経営状況がまだ安定していないというようなところで、免除するところで考えております。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） この貸付けに当たって、これは行政財産とお聞きしましたけれども、そうしますと使用許可に当たって、そういう前もつての協議等々はなされていますか。どうした場合は、これは免除しますとか、どの項目で、条項でこれは免除するのですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤室長から。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） こちら使用料の行政財産使用料条例におきまして免除の規定がございます。こちらは、ワサビの加工施設分につきましては、使用料条例の町の行政遂行上、特に必要が認められるというようなところで、ワサビ加工につきましては町の特産振興というところで六次産業化を進めてきた分野でありますので、今その生産量の減少等もありますが、そういった状況を踏まえまして、年度内の経営状況を見ながら免除するというようなところで考えております。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 行政財産の使用許可を申請があつて使用許可します。それに当たっては、許可に当たっては、今言いましたが、生産量がこのぐらいであれば、それなら免除しますとか、その話合いとか何かあるのですか。そして、既にこれは免除の協議はされていますか、それとも申請等出ていますか、それともこれからですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 室長。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤農業振興室長。

○農業振興室長（佐藤哲夫君） こちらにつきましては、ホールディングスと協議をしております。経営状況につきまして損益分岐点を設定しております、一次加工で250トン、高次加工で120トンというようなところで、その生産量、加工量を目安に免除というところで、今の段階ではまだ一次加工施設がその分岐点に届いていないというような状況になっております。

なお、使用料の免除申請につきましては、まだこれから手続のほうを進めるというような状況

です。

○委員長（合砂丈司君） 4番委員。

○委員（畠山和英君） もう少し時間下さい。今言った申請があつて、生産量が予定した額に行かなければ、これはもう免除しますという、内々と申しませうか、そういうことでこれは進めているのですか、損益分岐点に行かなければというふうな。そういう行政財産の使用を許可するのは果たしてどうなのかなと思つて。

それから、生産量が少なかったと、ではどのぐらい計画があつて、少なく、これが少なかったのであれば、半分やるとか、全額やるというのもちよつと理解ができませんけれども、これは。

そしてもう一つ、町の行政遂行上、特に必要が認められるときということ、これをその他の条項、これに当ててやるということで、これは無理はないですかと私は思つたりもします。これについて、やっぱり……分かりますよ、振興上やつて、押しつけたような感じに取られてというようなことで、こつちの町のほうからもこれは免除しますというようなことなのかなと思つたりしているのですが、それらについてはどうなのですか。すみません、繰り返しになるかと思つますが、もう一度お願いします。

○委員長（合砂丈司君） すみません。ここで、コロナ感染予防対策のため、2時20分まで休憩します。

休憩（午後 2時07分）

---

再開（午後 2時20分）

○委員長（合砂丈司君） 条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

4番、畠山委員の質疑に対する答弁から始めます。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ワサビ加工施設の行政遂行上の観点でございますけれども、ご答弁する前にこれまでの経過を若干ご説明させていただきます。

産業開発当時ですけれども、ワサビの一次加工施設を台風被災、10号被災前までの約二十数年間にわたって取り組んできたところでございます。ワサビの洗浄から冷凍保管までをその当時担

ってございました。この間の課題として町が捉えていた内容がワサビの冷凍の品質でございます。冷凍庫の設備が不完全であったということで、長野県への輸送中に若干やはり使用できない部分が生じたりということで、歩留りがかなり悪い状況でございました。これらの改善を図るべく、町としても原料の無駄が生じないようにということと、あとはワサビの産地として完全なものにしたい、そういったことの計画を台風被災前に計画していたところでございます。

残念ながら台風で被災という経過を踏んだところでございますが、29年以降、国の事業を取り入れまして、これまでの一次加工、洗浄から冷凍までの一次加工から製品化までの二次加工を取り入れた計画と、あとはワサビの生産拡大をセットで考えて、六次化産業の計画を町が主体となって取り組んで整備を図ったところでございます。こういった経過がございます。

町としては、この施設を行政財産と位置づけて、町の六次化産業の振興という行政目的を持って現在遂行しているところでございます。残念ながら様々な経済的な要因、あるいは栽培量の減少によりまして、加工施設の運営状況がここ数年思わしくなかったという状況もございます。これらの解決のために長野県のマル井の業者、町、農協、あとはホールディングスとともに改善を図りながら、経営の状況を好転させようということで、これまでも取り組んだところでございます。

ホールディングスにおきましては、会社の独自事業でありますヨーグルトの販売が好調な上に、ジェラートでもそれなりの成果が出ている状況ではございますが、ワサビ加工施設の状況につきましては、それとは別に町が主体となって六次産業を図ってきた事業でございますので、そういった観点で経営が好転するまでの間、町も一体となって進めて、改善を図っていきたいというふうに考えてございます。その1つとして、行政財産の使用料につきましては免除していかねばならない状況というふうに考えているところでございます。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 六次産業化に向けてワサビが、日本一のワサビの生産ということで進めて、二次加工までと、それは分かりますし、それで進めていただきたいと思います。

そこで、まずはこの財産の、ホールディングスの社長以下、会社と協議をして、この使用料を、作った使用料としては、その使った分はもらいますということで決めてやってきたわけでありまして、それはそれで使った分については、行政目的に到達しないから免除するというのは、まず1点は、この該当にはちょっと無理があるのではないかなと私は思います。

それからもう一つ、これについてはホールディングスという会社が経営しているものであります。2点目はそうありますので、まずは一義的にはそっちの会社のほうで経営を考えて、この経営についてもやっぱり考えるべきであると思います。ただ、まだホールディングスの経営が大変ならば、親会社である町は、それは最後は町が見なければなりませんけれども、現在はその時点でなくて、業績もいいのかなど思っております。というふうなことで、その2点でどうなのかなど思って、るるの質問をいたしました。

この使用料の予算については、使用料の減額、予算の減額でありますけれども、これに対しては今予算がなくても、それは使用料としてもらえないことはないわけでありますので、内部でいづれ検討していただきまして、しかるべき措置を取っていただくようお願いしたいし、ご指摘をしておきます。

終わります。

○委員長（合砂丈司君） 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） その下の土木使用料、1割、500万も一気に増えているというふうなことは何か異変があったのか、お願いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤主任。

○住宅対策室主任（佐藤 健君） お答えいたします。

町営住宅の入居者が増加したことによる町営住宅使用料の増加となっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 分かりました。そうすると、入居者が増えたと。今までの使用者が100人だったのが、例えば110人、1割増えていますからということでもいいですか。数字も押さえていますか。というのは、私は台風なり災害による傾斜家賃の、経過年数が5年過ぎたことによって、こういうふうには1割も上がったのかなというふうな観点から質問しましたが、そこをもう一回ゆつくりと説明をお願いします。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 佐藤主任から。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤主任。

○住宅対策室主任（佐藤 健君） お答えします。

入居者数の推移ですけれども、令和2年の11月時点で236世帯で、予算編成時の入居者数が247世帯となっております、11世帯の増加となっております。これらが主な要因になりますけれども、それらのほかに収入超過者の高額家賃となる方の家賃額が、予算編成時については退去を見込んでおまして、低く調定のほうを取っておったのですけれども、そちらの方の退去がなかったために今回500万円の増額となりました。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 11世帯だけで500万円ということではないなと思ったために、そうしたら収入超過者もいるということなようです。ということになると、収入超過者は明渡し請求という手続のほうにいきなり行くのか、しばらくは収入超過のまま、高い家賃でどんどん行くのかというところは、その点はどうですか。

○地域整備課長兼復興課長（三上訓一君） 佐藤主任から。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤主任。

○住宅対策室主任（佐藤 健君） お答えいたします。

収入超過者については明渡し努力義務ということで、明渡しの義務が発生しているわけではございませんので、いきなり明渡しの請求するということにはなりません。さらに所得が高いものについては、高額所得者ということで認定をさせていただきますので、入居から5年経過し、その認定月額を超えたものについては明渡しの請求をするということになっております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 進みます。14款国庫支出金、1項国庫負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項国庫補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 15款県支出金、1項県負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項県委託金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 16款財産収入、1項財産運用収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項財産売払収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 18款繰入金、2項基金繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 20款諸収入、4項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 21款町債、1項町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。5ページをお開きください。質疑ありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） すみません、ささいなことですけれども、2行目の福祉灯油、この5万円だけ繰り越すのですけれども、これは理由が何かあるのですか。

○保健福祉課長（三上義重君） 菊池社会福祉室長から。

○委員長（合砂丈司君） 菊池室長。

○社会福祉室長（菊池修二君） お答えいたします。

今年度の福祉灯油事業につきましては、コロナの影響もあるということで、対象を拡大して行っております。例年支給しておりませんでした子育て世帯への給付も行っておりまして、要領の項目の中に令和4年4月1日までに生まれた方というふうな規定をしております。そのため、5万円ほど繰越しということにさせていただいております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正を終わります。

これで議案第4号の質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○委員長（合砂丈司君） 本日はこれにて散会します。

なお、明日は休会です。次は、3月2日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

（午後 2時35分）

令和4年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第2号）						
招 集 年 月 日	令 和 4 年 2 月 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 4 年 3 月 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 4 年 3 月 2 日 午 前 1 1 時 5 5 分				
出席及び欠席委員  出席13人 欠席0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 巳	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	合 砂 丈 司	副委員長	坂 本 昇
委員会に出席した事務職員	事務局長	箱 石 良 彦	議事係長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総務課長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛	政策推進課参事	應 家 義 政
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

# 令和4年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第2号)

令和4年3月2日(水曜日)午前10時00分開議

1. 開 議

2. 付議事件

- (1) 議案第5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (2) 議案第6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- (6) 議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算(第3号)

3. 閉 会



---

◎開議の宣告

○委員長（合砂丈司君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

---

◎議案第5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第5号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定は保険給付費等の年間見込額に伴う所要の整理でございますし、診療施設勘定につきましても診療収入の見込額による補正でございます。

初めに、事業勘定の歳出から申し上げます。予算書では9ページ、タブレットでは10ページをお開き願います。2款1項1目一般被保険者療養給付費では18節、療養給付費を5,994万円増額計上し、同じく2項1目一般被保険者高額療養費では18節の高額療養費を1,671万5,000円増額計上してございます。いずれも前年度に比較いたしまして増加傾向でございまして、不足が見込まれますことから、増額の補正をお願いするものでございます。

次に、予算書11ページをお開き願います。8款1項5目の償還金、22節の国庫負担金等精算返還金では、前年度分の普通交付金の精算返還分といたしまして1,009万5,000円を増額計上してございます。

次に、歳入でございます。4ページ、タブレットでは5ページをお開き願います。上段の1款1項国民健康保険税では、総額で642万8,000円を増額してございます。同じページでございますが、3款1項国庫補助金では災害臨時特例補助金10万4,000円を増額計上してございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の分の減収分を補填する国の補助制度によるものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

次に、診療施設勘定をお願いいたします。予算書の18ページ、タブレットでは19ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、12節のオンライン資格確認システム導入委託料で12万7,000円の減額でございまして、導入完了による精算でございます。

次に、歳入でございますが、17ページにお戻りを願います。1款1項歯科外来収入では、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして、総額で275万8,000円を減額してございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次に診療施設勘定を歳出一括、歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次に診療施設勘定を歳出一括、歳入一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項運営協議会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2款保険給付費、1項療養諸費。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） おはようございます。ここの療養給付費が5,900万円ということで、約8%の伸びとなっております。これは、まず原因の分析をなされているかどうかをお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 浦場室長。

○委員長（合砂丈司君） 浦場室長。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えいたします。

今回の療養給付費の伸びにつきましては、分析としましては、まず新型コロナウイルスの感染症の影響があるものというふうに捉えております。と申しますのは、まず令和3年の8月診療分までは、令和2年の月額平均で約マイナス3.8%、金額ですと約230万円ほど平均で落ちているという状況でしたが、9月診療分からちょっと伸び始めまして、そして10月診療分では前年比で約26.7%増、金額では1,550万円ほど増額となっております、11月、12月診療分も若干伸びております。それで、令和3年9月、10月という時期は全国的にもコロナのほうが一旦落ち着いた状況ということもありまして、やはり受診を控えられていた方が受診をされたということが影響しているのかというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） こうして毎年国保の医療費が増加をしているというふうな現状の中で、この数値から見たときに、これは例年ベースでまずまずやむを得ないところなのか、それともこの傾向でいくと、さらに国保を圧迫していくというふうなことが見られるのか、そういうふうな分析についてはいかがでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

伸びている原因というか、疾病別のところを見たときに、たしか前回も若干お話ししたと思うのですが、がんを治療されている方がおまして、それも一つの要因になっているように見受けられます。今のペースは、ちょっと高めかなと正直思っておりますけれども、例えば別な疾病で長期的にかかるものと違って、だんだん落ち着きを見せるのではないかなとは思っております。今現在は高いですけれども、今後少し落ち着いてくるものとは思っておりますけれども、ちょっとその状況についてはこれからも見ていきたいというふうに思っております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひこの補正なり、月々のケアの様子、介護の様子を見ながら、何せ年間12億円、それから介護保険でいくと30億円になる医療費になってまいりますので、そこら辺のところは若干分析の仕方も含め、健康の推進も含め、検討が必要になってくると思いますので、新年度に向けても検討していただきたいと思います。

終わります。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今のことに関連してお伺いしますが、これだけの療養費が増えていると。

コロナのことも話があったのですが、町では以前から様々な病気に対して予防活動しているわけだが、その予防活動をしていながらも、これだけの療養費が増えるということになれば、何となく予防活動の在り方というか、効果あまり現れていないような感じがするので、何か見直す点があるのか、それとも今以上に予防活動に力を入れて、いわゆる疾病の状況を減らすというような努力が私は大事だと思うのですが、ひとつ方向性についてお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、増えている原因の一つに、先ほどがんと言いましたけれども、生活習慣病的なものについては横ばいかなと今のところは見ております。そういった意味では、効果がなかったとまではちょっと言い切れないのかなというふうには思っております。あと、この後介護保険の特別会計の補正の審議もお願いするわけですが、逆に介護保険のほうは給付費が減っているという状況もございます。ただ、私が今しゃべったのは短期的に見た話でありまして、今それだけを見て、トータルでそうなのだと言いついていいかといえ、またそれも違うと思いますので、少しそこは中長期的なスパンで見たいと思いますし、健康づくりは並行して進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項高額療養費。

7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 高額療養費の関係ですが、入院するときに、まず高額療養費の手続というか、入院代を請求されるときに、最初からその手続をやっていたら引かれて請求されるのですが、その手続をやっていなければ満額請求されると。満額請求されると、それを一回払ってからの手続になるのですよね。そういうふうな関係で、できるだけ被保険者の負担を軽くするために頑張っているとは思いますが、そのところをしっかりとやっていただければいいなと思うのですが、割合でいくとどちらのほうが多いのでしょうか。入院前に手続をしてから入院しているのと、そうではないのと。

○町民課長（山岸知成君） 浦場室長。

○委員長（合砂丈司君） 浦場室長。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えいたします。

まず、高額療養費の手続の案内につきましては、毎年保険証を更新する際に、国保の制度に係るパンフレットと申しますか、チラシを入れておまして、そういったところで制度の周知というか、お手続については案内をさせていただいております。

また、高額療養費につきましては、やはり医療機関のほうでも負担をなるべく軽減する、負担が大きくなるまいよということ、入院時のお手続の案内に、役場のほうで高額療養費の手続をしてくださいというような案内もほとんどの医療機関さんでされているようですので、数字的なところは、ちょっと申し訳ございません、集計はしておりませんでしたが、まずほとんどの方が入院になりますということになれば、ご家族の方が窓口に来られまして、限度額証と、認定証を交付させていただいて、それでお手続をしているという状況になります。若干その手続ができなかったり、緊急な入院ということで、後から窓口での払戻しと、償還払いという方もおりますけれども、まずほとんどの方が事前に入院時にお手続されている状況となっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） そうすると、手続をしていない方は少数者ということになりますか。

それからあと、手続をしていなくて、そして会計が済んで、その時点でも本人は何も分からないでいると。そういうふうなときに、役場のほうから文書が届くと、何月何日に振り込みますと、こういうふうな形のやつも若干はあるのですか、そこら辺はどうでしょう。

○町民課長（山岸知成君） 浦場室長。

○委員長（合砂丈司君） 浦場室長。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えいたします。

高額療養費につきましては、償還払いとなる方につきましては、こちらのほうでも毎月レセプトを確認いたしまして案内しておりますので、まずお手続を知らないで、手続ができなかったというようなことはないように確実に確認をしまして、ご案内して給付をしている状況でございます。数字の部分は、申し訳ございません、ちょっと集計しておりませんので、すみませんが、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項保健事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項繰出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。4ページをお開きください。1款国民健康保険税、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3款国庫支出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4款県支出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 6款繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 7款繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 8款諸収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定の歳出の質疑を行います。18ページをお開きください。歳出、1款で質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。17ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

なければ、歳入の質疑を終わります。

これで議案第5号の質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議案第6号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の年間見込額に伴いまして、所要の整理を行ってございます。

歳出からでございます。4ページ、最後のページをお開き願います。2款1項後期高齢者医療

広域連合納付金におきまして、626万8,000円を減額してございます。

次に、歳入、前のページにお戻りを願います。1款1項1目特別徴収保険料では現年度分43万7,000円を減額し、2目普通徴収保険料では現年度分358万6,000円を減額、滞納繰越分につきましては9万2,000円増額計上をするものでございます。

以上、ご審査をよろしく願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 本案について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を一括、次に歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、次に歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。質疑ありませんか。歳出、1款、一括です。

7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 県の広域連合に納付しているのが620万円減額されているのですが、これの内容はどういうふうなことでこういうふうになっているのか。

○町民課長（山岸知成君） 浦場室長。

○委員長（合砂丈司君） 浦場室長。

○国保年金室長（浦場多美男君） お答えいたします。

こちら広域連合の納付金につきましては、保険料を納付していただいた分と、あと保険基盤安定ということで、低所得者の方の均等割の軽減分を公費で賄うということで、県のほうから交付金をいただいて、納付金として広域連合のほうに納付するものでございますが、これのうち約400万円の分が、増減はありますけれども、保険料として減しておりますし、それから基盤安定分として約230万円を減しております、トータルで約630万円の減ということになっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳出の質疑を終わります。

歳入に入ります。3ページをお開きください。質疑ありませんか。歳入一括です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳入の質疑を終わります。

これで議案第6号の質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） それでは、議案第7号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては保険給付費等の年間見込額に伴う所要の整理を行いまして、サービス事業勘定につきましては事業の執行の精査に伴う補正を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出から申し上げます。予算書では8ページ、タブレットでは9ページをお開き願います。8ページの下段、2款1項1目の介護サービス等諸費では総額で7,830万円の減額補正を行い、9ページ上段の2款2項1目介護予防サービス等諸費では総額で480万円の増額を行ってございます。いずれも本年度の給付費の見込みに伴う補正でございます。

次のページの10ページをお開き願います。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費でございます。総額で355万円の増額を行ってございます。サービスの利用者の増加に伴いまして、

増額の補正のお願いでございます。

次に、13ページ、タブレットでは14ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金では2,999万9,000円を増額、通計で3,000万円の積立てを行う予算をお願いしてございます。今年度、介護保険特別会計におきまして剰余額が生じる見込みでございますので、基金条例に基づきまして事業計画期間における財政の均衡を保つために今回積立てを行うものでございます。

次に、歳入で4ページ、タブレットで5ページをお開き願います。2款1項国庫負担金におきまして、保険給付費の見込み減少に伴い、介護給付費負担金1,717万4,000円を減額計上してございます。

また、2款2項国庫補助金につきましては、今年度の国庫補助の算定結果に基づき、調整交付金では525万5,000円を増額、地域支援事業交付金では58万5,000円の減額、事務費交付金は70万9,000円を増額計上を行うものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わりました、次にサービス事業勘定をお願いいたします。19ページ、タブレットでは20ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費で総額22万2,000円を減額計上してございます。

次に、歳入で、前のページをお開き願います。2款1項一般会計繰入金では93万8,000円を減額いたしまして、3款1項繰越金では前年度繰越金71万6,000円を増額計上するものでございます。

以上でございます。ご審査をお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳出から項ごとに、次に歳入を項ごとに審査し、その後サービス事業勘定を歳出一括、歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に事業勘定を歳出から項ごとに、次に歳入を項ごとに審査し、その後サービス事業勘定を歳出を一括、歳入を一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項介護認定審査会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4項趣旨普及費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この介護予防のサービスですが、先ほどの国保では増額になっておりました。今回は減額になっていたりするわけですが、7,800万円、そういうふうなことで結構な金額が減額になっております。その中の一つで、私はサービスをやる場合に、先ほど12番委員からもありましたが、予防、つまり介護予防のサービスの計画をするという部分に少し力を入れたほうが、療養が必要になってからというところで経費をかけるよりは、予防、予防というふうな前段での経費のかけ方が、後での本人にも、あと医療費も負担が軽くなるのではないかと思いますので、そういうところの考え方をお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

全く委員おっしゃるとおりだと考えております。今予防計画をつくる職員ですが、1月までは4人のまず職員で何とかかんとかやってきました。ですが、そういった委員おっしゃるようなこともあったり、健康事業のほうに力を入れたいという思いもあったりして、この2月からさらに1名増やして対応しております。今後もそういった体制を組み合わせながら、予防のほうに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） いずれ介護サービスが減額になるというのは、とてもいいことだと思いますので、ただ介護になってからの予防では少し遅いかなと思いますので、先ほどの国保の段階というか、健康は若年層からということで、新年度は健康推進課ということで一本になるがためにも、新年度予算のときには両課で健康というところについての町民の声なり議会の声なりを聞くためにも、双方で一緒にこの問題には取り組んでいただいて、健康増進に関わっていただきたいということがございますので、これについては要望しておきます。お願いします。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項介護予防サービス等諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項その他諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4項高額介護サービス等費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5項特定入所者介護サービス等費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項一般介護予防事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項包括的支援事業・特定事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4款基金積立金、1項基金積立金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） これで歳出の質疑を終わります。

4ページをお開きください。歳入に入ります。2款国庫支出金、1項国庫負担金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項国庫補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3款支払基金交付金、1項支払基金交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4 款県支出金、1 項県負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2 項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 6 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 8 款諸収入、3 項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、サービス事業勘定の歳出の質疑を行います。19ページ、歳出を御覧ください。質疑ありませんか。歳出一括です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳出の質疑を終わります。

歳入に入ります。18ページをお開きください。質疑ありませんか。歳入一括です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳入の質疑を終わります。

これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えのため、お待ちください。

---

◎議案第8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議案第8号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年間の見込額に伴います所要の整理でございます。

歳出からお願いをいたします。予算書では5ページから6ページ、タブレットでは6ページ目から7ページ目を御覧願います。1款1項1目一般管理費では総額で324万5,000円の減額、次の6ページでございますが、2目龍泉洞管理費では総額471万8,000円の減額計上をしております。

次に、歳入で4ページをお開き願います。1款1項1目の施設観覧料におきましては、直近の観光需要等の動向も調査検討をいたしまして、龍泉道観覧料につきまして総額2,835万8,000円を減額計上したものでございます。

同じページの下段、5款1項1目一般会計繰入金でございますが、2,053万2,000円の増額計上をお願いするものでございます。

最後に、予算書2ページ、タブレットでは3ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。今回の繰越明許費につきましては、龍泉洞温泉ホテル高圧受電設備機器交換事業で199万1,000円の繰越しをお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、半導体の不足により、工事に必要となります機器の納入に遅れが生じておりますことから、繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。5ページをお開きください。1款観光事業費、1項総務管理

費、1目一般管理費、ありませんか。6ページまでです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目龍泉洞管理費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。4ページをお開きください。1款使用料及び手数料、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5款繰入金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費に入ります。2ページをお開きください。質疑ありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 繰越明許費で、この事業名ですが、高圧受電設備とあるのですが、これは今使っているのと同等のものと取り替えるのか、それとももう少し高圧のやつと取り替えるのか、その点についてお伺いします。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 小成室長から。

○委員長（合砂丈司君） 小成室長。

○観光交流室長（小成 健君） お答えします。

高圧受電設備ですが、現行の機器の経年劣化によりまして、部品の入替えといたしますか、機器の入替えになりますので、受電電圧が上がるというものではございません。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、コロナ感染予防対策の換気のため、11時まで休憩します。

休憩（午前10時48分）

---

再開（午前11時00分）

○委員長（合砂丈司君） 休憩前に引き続き、ただいまから条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎議案第9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議案第9号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、県の河川改修工事の工程変更に伴いまして、次年度に事業を見送るなどの調整を行ってございます。また、年間の執行見込みに伴います所要の調整も行っているものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。予算書の7ページ、タブレットでは8ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では総額で702万9,000円の減額、次のページの8ページの2目施設管理費では総額で87万7,000円の減額補正をしてございます。これらは、今年度の職員体制に基づきます人件費の補正のほか、それぞれの科目におけます年間の見込額による補正でございます。

同じく8ページの1款2項1目管渠施設費では、総額で3,147万9,000円の減額補正をしてござ

います。県が進めております清水川河川改修工事の工程変更に伴い、関連する仮設排水管布設工事などの見送りによります皆減、あるいは入札執行に伴います減額補正が主な要因でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございます。予算書の5ページ、タブレットでは6ページをお開き願います。4款1項一般会計繰入金につきましては、総額で947万2,000円の減額を行い、下段の5款1項繰越金では前年度繰越金1,057万5,000円を増額計上してございます。

次の6ページをお開き願います。6款2項1目雑入では、公共下水道管渠施設移設補償費3,068万7,000円を減額してございます。県の河川改修工事によります移設補償費でございますが、今年度中の実績見込みによりまして補正を行ったものでございます。

最後に、3ページ、タブレットでは4ページを御覧願います。第2表、地方債補正でございます。公共下水道事業から公営企業会計移行事業まで3つの起債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を2,830万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款公共下水道事業費、1項総務管理費、1目一般管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目施設管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項事業費、1目管渠施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目浄化センター施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2款災害復旧費、1項公共下水道施設災害復旧費、1目公共下水道施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3款公債費、1項公債費、2目利子。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） これで歳出の質疑を終わります。

歳入に入ります。5ページを御覧ください。1款使用料及び手数料。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 細かいことですが、質問させていただきます。浄化センターの使用料ですが、どのような使い方をされてこれだけの収入があったのかお伺いします。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 坂下総括室長。

○委員長（合砂丈司君） 坂下総括室長。

○上下水道課総括室長（坂下宏行君） お答えします。

浄化センター使用料の39万9,000円ですが、水道事業のほうで浄水場等の管理を東北公営企業に委託しておりまして、その事務所として会議室を貸している分となります。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 会議室を使ってもらったと。なかなかあそこを使うことも知らない方が多いというか、私は何年か前に遠野のほうに行ったときに、こういう施設の中に会議室が何室かあって頻繁に使われているわけ。だから、もっと一般の方にも使ってもらうような周知が大事で、そしてそこからもまた使用料というか、利用料が少しでも収入になるのかと思うのですが、何とかその会議室を使ってもらうような宣伝なりPRを考えているのかお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 浄化センターでございますが、現在の使用状況については総括室長から説明のとおりでございます。議員のほうから、そのようにご提言がございました。そういった部分については、今後公営企業にも移行してまいりますことから、収入の一部として獲得できるようないろいろな方策、内容を検討していきたいと思っております。

当初下水道施設が立ち上がった時点では、町内、もっと広域な範囲を計画区域として、施設の

ほうも事務所なりも広く計画したわけでございますけれども、現実的に状況を見ながら縮小して、今の状況になってきております。しかしながら、行ってみますと非常に場所も広いですし、事務所も有効に使える部分もまだございますので、そういったところは今後の活用ということで検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 12番委員に反対という意味ではありませんが、今の答弁で、あれは行政財産ですよね。そうすれば、広く住民に簡単に貸すというのは、一部使用許可でやるのはいいわけですが、それは大丈夫ですか。そうでなければ、それを変えていってとか、どういうお考えでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 確かにそのとおりでございます。現行の事務上は、そのような事務上の問題がございますことから、広く活用を考えていくという段階では、そういう事務の部分もクリアすることをやはり考えていかなければならないと思います。今後検討していくに当たっての、そこら辺は整理していく内容ということで考えていきたいと思っております。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今後手続は考えるということですが、でも普通財産でやるとかなんとかということも難しいのかなと思うのですが、そこらのところはちょっと研究して勉強して、やらないところ、財産の管理は難しいのです。これはやれば、やっぱり法律違反になります。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） ありがとうございます。そのとおりだということで認識いたしましたので、今後につきましてはしっかり取りこぼしがないような検討を進めてまいりたいと思っております。広く町民に利活用といっても、一方では汚水を処理している施設でもございますことから、簡単に検討といたしましてもいろいろな観点からの検討が必要になってくるかと思っておりますので、一つ一つを慎重に進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3款国庫支出金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4款繰入金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5款繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 6款諸収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 7款町債。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この2目の公営企業会計移行事業ということで、1,380万円で600万円減になっています。水道会計の公営企業を見ても、この前もその説明を受けてもなかなか、何回か前にも説明を受けていながらも、移行して、かつ分かりづらいというところも結構あって、そのために移行するまでの間の600万円減になったことによって、移行するまでに3年かかるのが4年になったとか、それとも何か理由があるのかどうか、まずそれからお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 今回の公営企業会計移行事業ということで、減額している部分は歳出の部分でございますと、ちょっとご確認願いたいのですが、1款1項1目の中の委託料のところ公営企業会計システムの構築委託料ということで約580万円の減額をしております。これにつきましては、公共下水道は平成6年から公営企業に移行しようということで、今移行事務を進めているわけでございますけれども、移行後の事務を特にも円滑に進めるためには、今回減額を歳出側でしましたけれども、この公営企業会計のシステム構築というものが非常に重要になります。

予算上は、当初金額を大きくいただきながら執行を考えてきたわけでございますけれども、非常に重要なシステムになるということで、同じ状況にある県内の他市町村と情報共有をしながら、共同発注、プロポーザルという方式での共同発注で構築業務を進めてまいりました。それによりまして構築委託料のほうが減額になって、それに連動した形での地方債の減というような形になってくるのですけれども、システム上は非常に良好なものを構築することができる見込みでございますし、あとはいろいろ他市町村との情報共有を進めながら、こういった移行事務を進めている関係もありますことから、その移行に関しては非常に金額のほうはマイナスになりましたけれ

ども、プラスの要素が多い形で進めてきていることができているのかなというふうに今考えております。よろしいですか。

○委員長（合砂丈司君） 先ほどの答弁で平成6年と言いましたけれども、平成6年なのか、令和6年ではないか、もう一度お願いします。

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） すみません。移行のほうは、令和6年からの移行に向けてということで、訂正をお願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、ただ4年度と5年度に準備期間があるということから、先ほど申しあげましたように水道で明確だということできても、ちょっと担当者も、あと私だけかもしれないませんが、少し理解に時間を要しました。ですので、一気に全部となると、なかなか理解が難しいなということも踏まえて、移行するまでの間には、政務調査会のときも議長のほうからもお願いはしたつもりですが、段階を追って分かりやすいような部分でのご説明をしていただければ、なお審議も深まるのではないかと思いますので、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 7款町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。3ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議案第10号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、区有林の立木売払いに関しまして、今年度木炭生産組合等からの希望がございましたことから、関連予算の調整を行ったものでございます。

歳出から説明を申し上げます。予算書5ページ、タブレット6ページをお開き願います。1款1項2目の財産管理及び造成費におきまして、立木伐採売払交付金31万4,000円を皆減してございます。これは、今年度区有林の立木売払いがございましたので、当該交付金について皆減するものでございます。

次に、歳入でございます。予算書では3ページをお開き願います。1款1項1目総務費県補助金では、森林整備事業で344万4,000円の補正を行ってございます。今年度実施いたしました区有林造成事業につきまして、県補助金の導入を見込むものでございます。

次に、2款2項1目財産売払収入では、立木売払収入276万7,000円を皆減するものでございます。

以上、ご審査のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を一括、次に歳入を一括で審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、先に歳出を一括、次に歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。5ページをお開きください。質疑ありませんか。歳出一括です。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳出の質疑を終わります。

歳入に入ります。3ページ、4ページを御覧ください。質疑ありませんか。

2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 立木の売払収入でございますが、先ほどの説明で木炭組合の買い手がなかったという説明でしたけれども、今は広葉樹を主に売払していると思いますけれども、この広葉樹は今後、どれくらいの面積があって、どれくらいの年数での計画を立てているのかお伺いいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長から。

○委員長（合砂丈司君） 今村林業水産室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

手元に詳細なデータがないのですけれども、森林経営計画を立てて管理してございまして、現在直営で管理できている人工林の間伐、そして区域内の生産者に向けた木材生産を想定した広葉樹の主伐計画を立ててございます。これらについては、見込みのあるところを事前に調査しております。それに基づいて計画を立てております。おおむね年間5ヘクタール程度、3ヘクタールから5ヘクタール程度の伐採計画を目指して計画を立ててございましたので、その中で毎年生産者の方からの要望事項をお聞きしながら立木の売払いを行っておりました。

このたびについては、生産者の数が減っていること等もありまして、売払いの希望がなかったことから取りやめたものでございますが、今後要望を捉えながら、しっかり売払いをしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 面積等は今の説明で分かりましたけれども、売り先ですか、地元の木炭組合とかシイタケ組合とか、そういった方々に今までであれば売払いをしていると思いますけれど

も、今後におかれまして、今後といたしますか、今の現状を見ますと、そういった方々が非常に減ってきております。そういった中で、今後今までどおりの売払いで進めていくのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今後の売払いのほうの関係でございますけれども、ご説明いたしましたとおり、木炭並びにシイタケの生産の組合の方々の減少ということで、今後広葉樹の販売につきましては、先般財産区のほうの管理会のほうでも話題として取り上げられておりますことから、今後売払いについてもいろいろな多方面の検討が必要ということとしてございます。管理会の中で今後の対応のご意見等をいただきながら、決めていきたいなというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○委員長（合砂丈司君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 今の説明で分かりましたけれども、やはりせつかくの財産がありますので、そういった方向性でこの先売払いをしていかないとなかなか、またこういうゼロという数字が出てくる可能性がありますので、ひとつよろしく要望して、お願いたします。

終わります。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今、歳入だね。

○委員長（合砂丈司君） 歳入で。

○委員（三田地泰正君） この議案書でうたっている森林整備事業、これの事業の詳細についてお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山主査から。

○委員長（合砂丈司君） 畠山主査。

○林業水産室主査（畠山 進君） お答えいたします。

今年度の大川財産区の森林整備事業につきましては、搬出間伐と、それから作業道の開設の事業を行っております、それに対する補助金ということになります。搬出間伐につきましては、約11ヘクタールほど行っております。それから、作業道の開設につきましては887メートルの開設延長ということになっております。それに対する補助金として、見込みの金額を補正させていただいているという内容になります。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 作業道だけでは、いわゆる収入は入らないわけですが、今説明の中に間伐材も搬出したというような話があったのですが、これの収入はどのように処理されているのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山主査から。

○委員長（合砂丈司君） 畠山主査。

○林業水産室主査（畠山 進君） お答えいたします。

搬出された間伐材の収入につきましては、先ほどの立木売払いと同じ科目で歳入することになるわけですが、今年度の搬出された間伐材につきましては中間土場までの搬出ということで委託事業のほうは完了しているところでございますが、積雪がございまして、その後中間土場から運び出すことができない状況になりまして、まだ搬出の途中でございます。したがって、総材積等がまだ見込数量でしか確認できていないという状況がございまして、全て搬出が終わりまして来年度に必要な経費を差し引いた精算金として歳入をするということになりますので、来年度の歳入予算で、またこの部分については調整をさせていただくという内容となります。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、歳入の質疑を終わります。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、議案第11号 令和3年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、最終補正予算でありますことから、予算執行の精査を行うとともに、県の河川災害復旧事業等の進捗状況に応じて関連する事業等の整理を行っております。

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。予算事項別明細書について、支出、収入の順で主な内容についてご説明申し上げます。4ページをご確認ください。収益的収支の主な支出でございます。1款1項3目15節工事請負費に326万6,000円を減額計上しておりますが、これは県の河川災害復旧事業の進捗により、消火栓の移設箇所が減少したことに伴うものでございます。

5ページをお開き願います。5目1節の有形固定資産減価償却費を150万1,000円増額計上し、6目1節の固定資産除却費を4,171万9,000円減額しております。これは、当初県の河川災害復旧事業等に関連して行う配水管布設工事の実施に当たって、工事の完了後に現在の配水管等の資産は、除却することで、その処理の予定をしていたところでありましたけれども、工事等の進捗の関係から除却するに至らなかったため、償却資産として処理することに変更調整したという内容のものでございます。

次に、2項2目1節消費税及び地方消費税を449万9,000円増額計上しております。これは、令和3年度分の消費税及び地方消費税を450万円と見込んだことによる補正でございます。

次に、3ページをお開き願いたいと思います。収益的収支の主な収入でございます。1款1項2目1節の受託工事収益を216万8,000円増額しております。これにつきましては、消火栓設置等に係る経費、これについては一般会計が負担する金額を見込んで補正したものでございます。

次に、2項4目1節の長期前受金戻入を1,138万2,000円減額しております。これは支出側のほうでもご説明しましたが、県の河川災害復旧工事に関連して行います配水管の布設工事に伴って、配水管等の固定資産、配水管固定資産でございますので、固定資産の除却費の減額に伴

って、その除却に対応した収益化分を長期前受金戻入として今回減額するものでございます。

続いて、5目1節雑収益、こちらのほうで543万4,000円の減額の計上でございますけれども、これはやはり県の河川災害復旧事業の進捗状況に応じまして、消火栓等に係る物件移転補償費を減額しようとするものでございます。

7ページ、お開き願います。資本的収支の主な支出でございます。1款1項1目15節工事請負費を1億1,844万2,000円減額しております。これにつきましても、県の河川災害復旧事業の進捗状況等によりまして、配水管布設工事の一部を見送ったという結果によるものでございます。

6ページをお開き願います。資本的収支の主な収入でございます。1款1項1目1節の企業債が2,530万円、4項1目1節の物件移転補償費が9,433万7,000円とそれぞれに減額しております。これにつきましても、やはり支出側の河川災害復旧事業の関連の工事請負費等の減額に伴いまして、特定財源の減額調整を行ったというものでございます。

1ページにお戻り願いたいと思います。収益的収入及び支出の全体でございます。収入は、補正予定額がマイナス1,434万2,000円、補正後の総額で3億9,416万5,000円となっております。支出側でございますが、補正予定額がマイナス3,969万7,000円で、総額が4億6,408万7,000円となっております。収入と支出を比較しますと、収益事業につきましても6,992万2,000円、収入が不足の計上といたしております。

続いて、2ページ、お開き願います。資本的収入及び支出の全体であります。収入は、補正予定額がマイナス1億1,963万8,000円で、補正後の総額が2億2,520万5,000円になります。支出は、補正予定額がマイナス1億1,962万1,000円で、総額が2億8,974万4,000円となっております。収入と支出を比較しますと、資本的事業につきましても6,453万円、収入が不足の計上ということとなっております。

なお、資本的収入におけます収入の不足というお話をさせていただきましたけれども、この不足額につきましては補正予算書の第4条に規定する方法をもちまして不足分を補填するという予定としているものでございます。

次に、9ページをお開き願います。令和3年度水道事業予定キャッシュフロー計算書となります。キャッシュフロー計算書、こちらのほうは水道事業における3つの活動区分ごとの資金調達と保有の状況をご確認いただけるものとなっております。1の業務活動部分では、3,665万8,000円の資金調達の増加を見込んでおります。しかしながら、2、投資活動の部分と3、財務活動の部

分につきましては、それぞれマイナスの状況が見込まれます。このことから、資金、キャッシュ調達の全体合計といたしましては、マイナス3,418万9,000円を見込むものとなります。

なお、資金調達全体といたしましては、マイナスの動きで見込んでいるところではございますけれども、令和3年度末における資金残高全体としましては2億5,284万9,000円の保有を見込んでいるところがございます。

続いて、10ページをお開き願います。予定貸借対照表、バランスシートになります。本表は、水道事業を企業体として見た場合の資産、負債、そして資本の3項目の状況となっております。10ページが令和2年度末、11ページが今回の補正予算を踏まえての令和3年度末の見込みのものとなっております。

さらには、表の左側と右側部分に分かれておりますけれども、左側の部分が資産の部となりますけれども、令和2年度末の資産の合計では45億7,846万4,000円、令和3年度末の見込みでは44億324万6,000円となります。資産の部分で、対前年末での移動がございまして金額の相違が出てきているわけですが、移動の主な内容としましては減価償却によるものとなっております。

次に、今度は右側の部分になりますけれども、本表の右側の部分では負債の部と資本の部というようになっております。令和3年度末での負債合計、そして資本合計を足した負債資本合計というのが右側の下のほうに現れてきますけれども、金額としましては44億324万6,000円となりまして、左側の資産合計額の金額と一致するというような内容となっております。

最後となります。次、資本の部のところの(2)、利益剰余金という部分がございます。このところにマイナス1億4,061万5,000円という金額がのってくるのですが、この金額が損失の累計金額となるものでございます。そして、さらには本年度の純損失というのが幾らかというお話になってくるのですが、資料のほうには数字の記載はございません。前年度の損失累計金額との差額がその金額となりまして、本年度の純損失金額としましては7,216万5,000円という金額となるという見込みでございます。

以上で補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしく願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に収益的収入及び支出の支出を目ごとに、収入を項ごとに、次に資本的収入及び支出の支出を目ごとに、収入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に収益的収入及び支出の支出を目ごとに、収入を項ごとに、次に資本的収入及び支出の支出を目ごとに、収入を項ごとに審査することに決定しました。

これから収益的収入及び支出の支出の質疑を行います。4ページをお開きください。1款水道事業費用、1項営業費用、3目受託工事費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4目総係費。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 目も大事だと思うのですが、私は今の説明を聞いていて、この水道事業はご案内のように災害復旧工事と非常に絡みがあるというふうに理解したのです。それで、話が合ったように、県の工事は予定より2年延びて令和6年度の完成を目指すということなのですが、総体的に見て、町の水道事業も、いわゆる災害から復旧して、平常の水道業務に移るのは何年頃を予定しているのか、これについてまずお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 水道の復旧工事につきましては、やはり県の河川改修と連動して行う必要がございます。水道工事のほうを先行して行うことは当然できませんので、橋が架かってから、道路が通ってからという形になりますことから、終えるのは、最終的には河川改修の完成と同時ということになってこようかなと思います。

しかしながら、そこら辺は最終的にはそこになるのですけれども、私たちのほうでも県のほうとしっかり情報共有しながら、少しでも早く進捗、そしてお互いが進捗の情報共有しながら、足かせにならないようにということで進めております。スケジュールとしては、県の河川改修に連動するのだということでご理解いただければなと思います。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 5目減価償却費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 6目資産減耗費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項特別損失、1目その他特別損失。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） これで支出の質疑を終わります。

次に、収入に入ります。3ページを御覧ください。1款水道事業収益、1項営業収益。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2項営業外収益。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、収入の質疑を終わります。

これで収益的収入及び支出の質疑を終わります。

次に、資本的収入及び支出に入ります。先に支出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道施設費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 2目営業設備費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、支出の質疑を終わります。

これから収入の質疑を行います。6ページをお開きください。1款資本的収入、1項企業債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 3項他会計負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 4項その他収入、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、収入の質疑を終わります。

これで資本的収入及び支出の質疑を終わります。

次に、企業債に入ります。議案第11号の第5条、(企業債)を御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、企業債の質疑を終わります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に入ります。第6条を御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の質疑を終わります。

次に、他会計からの補助金に入ります。第7条を御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、他会計からの補助金の質疑を終わります。

次に、たな卸資産購入限度額に入ります。第8条を御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） なければ、たな卸資産購入限度額の質疑を終わります。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（合砂丈司君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午前11時55分）



岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和4年第1回岩泉町議会定例会  
条例補正予算審査特別委員会委員長

合 砂 丈 司

---